

手形・小切手機能の電子化に関する検討会（第2回）

〔 平成30年3月20日（火）午後2時～
朝日生命大手町ビル24階 会議室 〕

○ 次 第

（1）「手形・小切手機能の電子化の検討状況」（事務局説明）

（2）質疑応答・意見交換

以 上

手形・小切手機能の電子化に関する検討会名簿

平成 30 年 3 月 20 日現在

委 員	和泉 裕介	(株)みずほ銀行事務企画部長
	諸隈 英洋	(株)三菱東京 UFJ 銀行事務企画部部長
	一色 俊宏	(株)三井住友銀行常務執行役員事務統括部長
	片山 雄一	(株)千葉銀行事務企画部長
	栗原 弘一	(株)栃木銀行執行役員事務システム部長
	岩倉 弘記	みずほ信託銀行(株)事務統括部長
	高橋 浩美	東京東信用金庫執行役員事務部長
	糸井 満	大東京信用組合事務部長
	老川 薫	労働金庫連合会業務企画部長
	西村 裕之	農林中央金庫決済企画部長
	中村 洋一	(株)商工組合中央金庫事務総合部長
	加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
	榎本 陽介	全国商工会連合会企業支援部長
	丸山 博志	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	長谷川 雅巳	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部副本部長
	及川 直也	(株)NTT データ第三金融事業本部決済 IT サービス 事業部全銀統括部全銀担当部長
	長 稔也	(株)日立製作所金融システム営業統括本部事業 企画本部金融イノベーション推進センタ長
	岩井 浩一	日本ユニシス(株)金融システム第二本部金融システ ム開発四部長
	内田 浩示	(株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長
	仁科 秀隆	中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	井上 俊剛	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官

オブザーバー	加藤 久徳	(株)ゆうちょ銀行事務統括部長
	佐久田 健司	日本銀行決済機構局決済システム課長
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	小林 浩史	中小企業庁事業環境部金融課長
	大野 晃宏	法務省民事局参事官
事務局	横幕 勝範	一般社団法人全国銀行協会委員会室長 ((株)三菱東京 UFJ 銀行経営企画部会長行室長)
	相澤 直樹	一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部長

(敬称略)

第2回「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」資料

手形・小切手機能の電子化の検討状況

平成30年3月20日
一般社団法人全国銀行協会

〈目次〉

I. 第一回検討会の振り返りと本日のポイント	P. 2
II. 手形・小切手等の利用状況について	
① 主な利用シーンと流通の状況	P. 8
② 利用者から見た現状と代替策	P.21
③ 金融機関から見た現状と代替策	P.28
④ その他証券類の状況	P.34
III. 社会的なコスト削減効果について	P.39
IV. 法的論点の整理について	P.41
V. 今後の対応（案）について	P.45

I . 第一回検討会の振り返りと本日のポイント

I-1. 第一回検討会の振り返り

- 平成29年12月18日に第一回検討会を開催
- 第一回検討会では、事務局および中小企業3団体から説明あり、議論の方向性を確認。メンバーからは、利用実態やコストに関する分析をすすめるべきとのコメント
- 傘下の会議体として、業務WGと法務WGの設置を了承

議論の方向性

- 手形・小切手機能の電子化の方法としては、社会的コスト削減の早期実現や全体としての企業の対応容易性の観点から、既存の商品・サービスで代替することが、最も効率的。(例：手形→でんさい、小切手→振込)
- 日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、手形・小切手の電子化を推進するべく、「目標時期を設定して手形・小切手制度の見直しやその電子化を実現することを検討する」
- 特に中小企業・小規模事業者が新たな方法にスムーズに移行できるよう、金融界、関連省庁、産業界が一丸となって対応策を検討。中でも、金融機関は産業界およびお客さまのご意見を確認しながら、移行のための具体的な施策を検討し、生産性向上等に貢献できるよう努力する

検討会でのコメント

- 中小企業3団体より連名の意見書にて6つの論点が提示
- 手形・小切手の利用実態やコスト構造等について必要な分析を行い、その結果にもとづき、でんさい・振込の利便性向上や利用コストの削減に関する検討を行うなど、利用者目線に立った丁寧な対応を期待

I-2. これまでの検討状況

- 検討会を受けて、各種調査や法的論点の確認等を実施
- 各種調査に当たっては、サービスを提供する金融機関と、サービスを利用する利用者の両者にアプローチ
- 加えて、社会的コストの削減に係る試算は、外部コンサルティング業者をリテインして中立的な調査・試算を実施

第二回検討会までの実施事項(事務局で選定)

- 各種調査の実施
 - ・ 手形・小切手の流通の状況(ボリューム等)
 - ・ 利用シーン
 - ・ 業界慣行
 - ・ 金融機関の取組み状況
 - ・ 金融機関の事務コスト
 - ・ 電子化商品の普及のネック
 - ・ 電子化商品の改善点
 - ・ その他証券類の状況
- 社会的コストの削減に関する調査・試算
- 主な法的論点の確認

これまでの具体的なアクション

- 金融機関向け計数調査・アンケート
 - ・ 497金融機関
 - ・ 都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、系統金融機関等(労働金庫、農林中金・農協・漁協、商工中金)
- 顧客ヒアリング
 - ・ 302社 (大企業:8%、中小企業:65%、小規模事業者・個人事業主:27%)
- 外部コンサル業者による社会的コスト削減効果試算
 - ・ アンケート:1,542社、個別ヒアリング:23社
- 業界団体訪問 9団体(今後もう一団体訪問、計10社)
- その他証券(主に5証券)の調査
- 4つの主な法的論点の確認

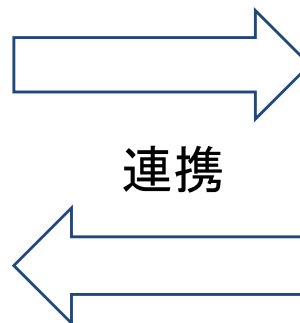
I-3. ワーキンググループ（WG）の設置

- 第一回検討会で決定されたとおり、業務WGと法務WGを設置。これまでに、業務WGを3回、法務WGを1回開催
- 業務WGでは、主に利用者と金融機関の業務の観点から、各種調査を通じて、電子化が業務に及ぼす影響を把握した上で、具体的なアクションプランの検討を開始
- 法務WGでは、手形・小切手法上等の論点の確認、ならびに商取引等を支える信用・決済手段である手形・小切手の電子化を進めることによって、利用者等にとって不利益を被ることがあるか等、法令上の確認を実施
- 業務WGにて、今後のアクションプランの検討等において新たな法的論点が認識された場合には、法務WGに連携。一方、法務WGでの法的確認を通し、既存の手形・小切手の代替手段の機能や枠組み等の変更等が利用者等にとって有益であると考えられる場合には、業務WGに連携する

二つのWGの位置づけ

業務WG(詳細は次頁ご参照)

- 金融機関、利用者の手形・小切手等の利用実態の把握、調査の実施
- 外部業者を使った社会的コストの試算
- その他証券類の実態把握と対応方針案の策定
- 調査に基づいた、具体的なアクションプラン(特に中小企業支援策、IT化推進策)や広報・周知活動の協議・検討
- 6つのワークストリーム(WS)を立ち上げて、推進・検討の枠組みを整備



法務WG

- 法的論点に関する法令上の確認
 - ・ 手形・小切手法やジュネーブ条約に関する論点
 - ・ 電子化に伴う法令上の差分に関する論点
～手形・小切手に係る法的な要件がどう変化するか、また、変化する場合、利用者や金融機関が不利益を被ることがあるのか、といった観点で法令上の確認を実施
- 業務WGにて、具体的なアクションプランの検討において新たな認識された論点

(ご参考) 業務WGの枠組み

- 業務WGでは、手形・小切手の電子化を推進するにあたり、利用者や金融機関にとっての影響を見極めつつ、社会的なコストにも配慮しながら、具体的に最適なアクションプランを検討
- まずは、6つのワークストリーム(以下WS)を立ち上げ、それぞれのWSについて、調査・検討を実施

WS1 金融機関サイドの実態把握

- 金融機関への調査・アンケートを通じ、手形・小切手の流通量や、顧客の利用実態、金融機関が認識する課題などを調査。企業規模別などの傾向も探る

WS2 利用者サイドの実態把握

- 金融機関による顧客対面ヒアリングを実施し、より具体的な利用シーンや顧客にとっての課題を調査。WS5の具体的なアクションにもつなげることを予定

WS3 社会的コスト削減効果の試算

- 外部業者をリテインして、中立的な立場で、手形・小切手の電子化により顧客サイドの社会的なコストがどの程度下がるかを試算

WS4 その他証券類の実態把握

- 交換所で交換されるその他証券類の実態把握を行い、今後の取扱い方針を策定

WS5 中小企業支援策・IT化推進策

- WS1～3の調査も踏まえ、具体的に電子化を進めるに当たっての中小企業等への支援施策を検討。金融機関の取組みや、政府の支援策に資する情報提供等を検討

WS6 広報・宣伝活動

- 電子化推進に当たって、社会的な認知度の向上や施策の浸透に向けて実施すべき広報・宣伝活動を検討する

I-4. 本日のポイント

- 本日は、これまで業務WGおよび法務WGで実施した調査・検討をご報告し、6月の第三回検討会に向けた、今後の対応(案)についてディスカッション。
本日の報告内容および今後の対応(案)に関し、メンバーの皆様よりご意見、ご議論を賜りたい

P.8 手形・小切手等利用実態の把握

- これまでに実施した調査を、①主な利用シーンと流通の状況、②利用者から見た現状と代替策、③金融機関から見た現状と代替策、④その他証券類の状況としてご報告

業務WG
WS1,2,4

P.39 社会的なコスト削減効果

- 外部コンサルティング業者を使った、社会的コストの削減効果についてご報告(別添資料にて)

業務WG
WS1,3

P.41 法的論点の整理

- ①手形法小切手法上の問題点、②ジュネーブ条約に関する論点、③手形と電子記録債権の法制度における差分、④金融機関実務における手形と電子記録債権の事例等についてご報告

法務WG

P.45 今後の対応(案)

- ①実態把握の継続、②産業界との対話、③商品利便性の向上に向けた取組み、④周知強化策を、業務WGの各WSにて検討していく

業務WG
WS2,4,5,6



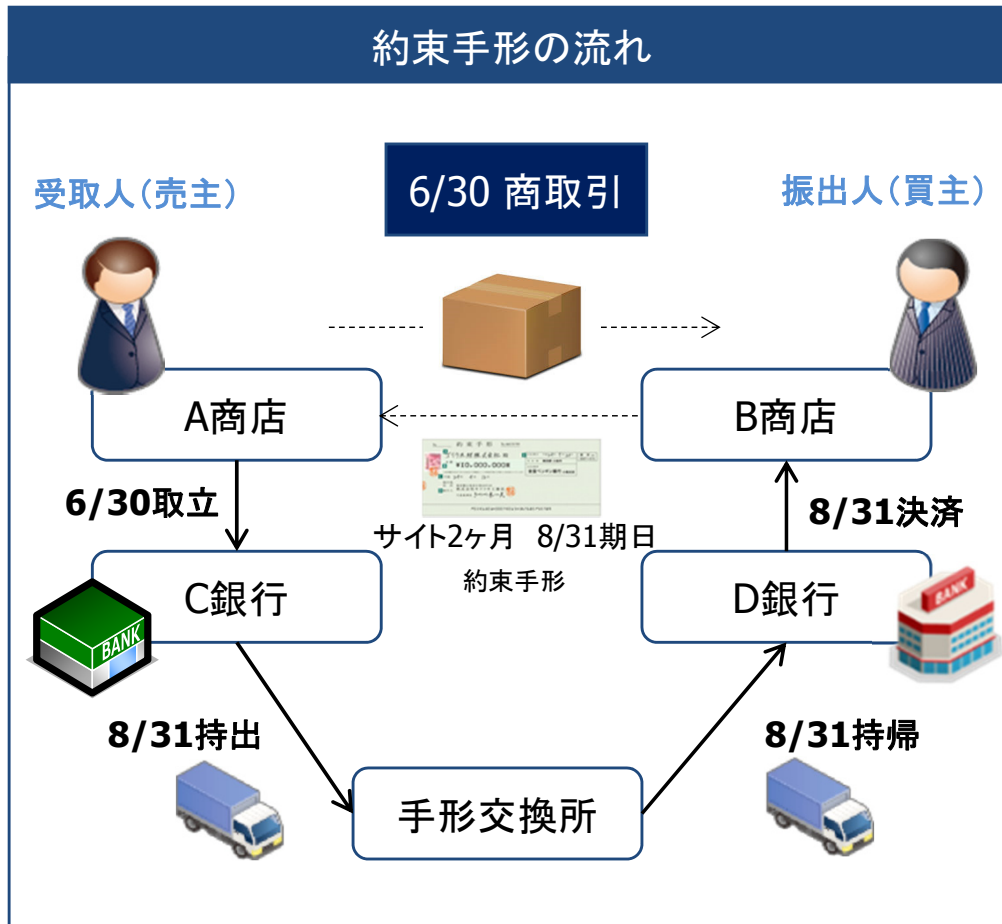
Ⅱ. 手形・小切手等の利用状況について

① 主な利用シーンと流通の状況

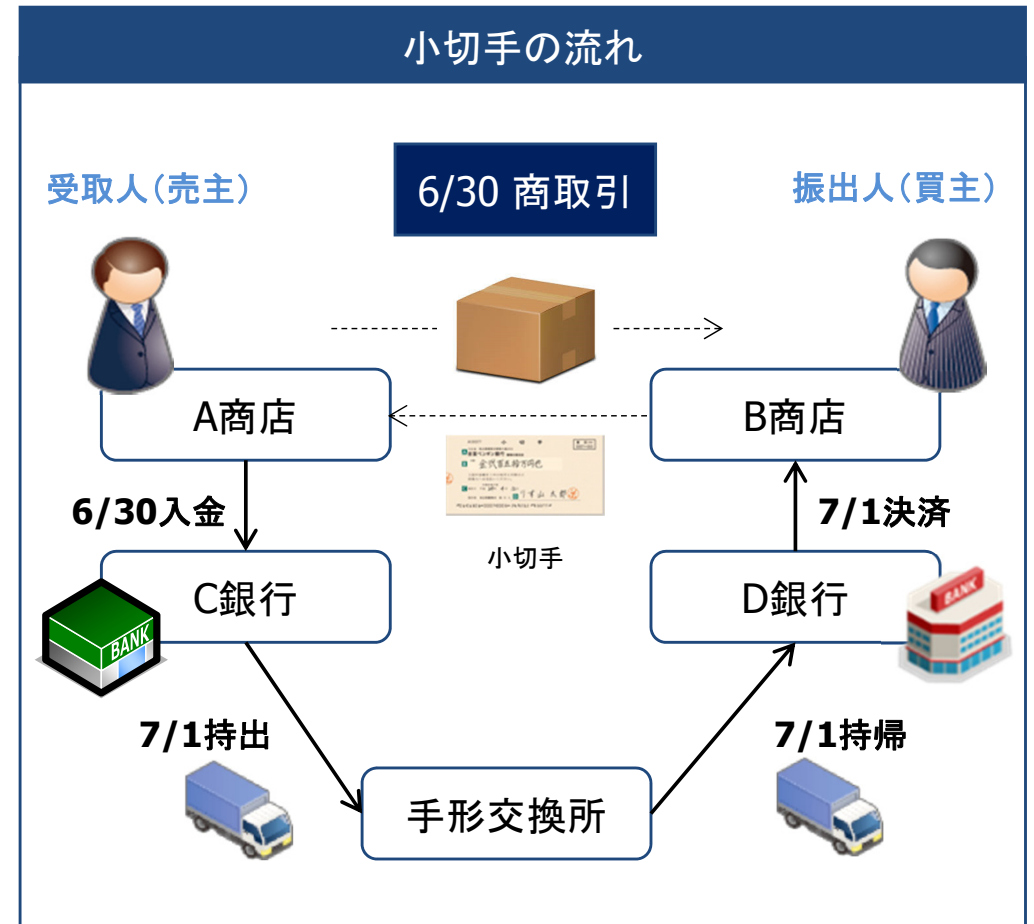
Ⅱ-①-1. 主な利用シーンと流通の状況（総括）

1. 手形・小切手を利用されるのは、商取引の決済が主体。小切手は、銀行間の資金移動等の金融取引での利用もある
2. 金額が一定以上になると手形を利用等、金額によって支払い手段を分けるケースがある
3. 手形・小切手を利用するのは、相手の希望や業界慣行が理由の上位。業界によって、特色のある使い方がされているケースがある
4. 業界慣行を変更することは難しい（または不要）と考えている企業が多く、変更するにも、法改正、業界の働きかけ、手形・小切手制度の廃止といった、言わばトップダウンの施策が必要との声もある
5. 銀行への計数調査から推定すると、交換所を経由しない手形・小切手を含めて利用される手形・小切手・その他証券類の合計枚数は、約7,500万枚/年
6. 手形の利用者は延べ50万社強、小切手の利用者は延べ120万社強。個人（パーソナルチェック）の利用者は、約2万人。預金小切手の発行枚数は、約76万枚
7. 土日・深夜に手形・小切手を振出すニーズは一部の企業にあるものの、1億円以上の取引を行っている企業はほとんどない

Ⅱ-①-2. 代表的な商取引における手形・小切手の流れ

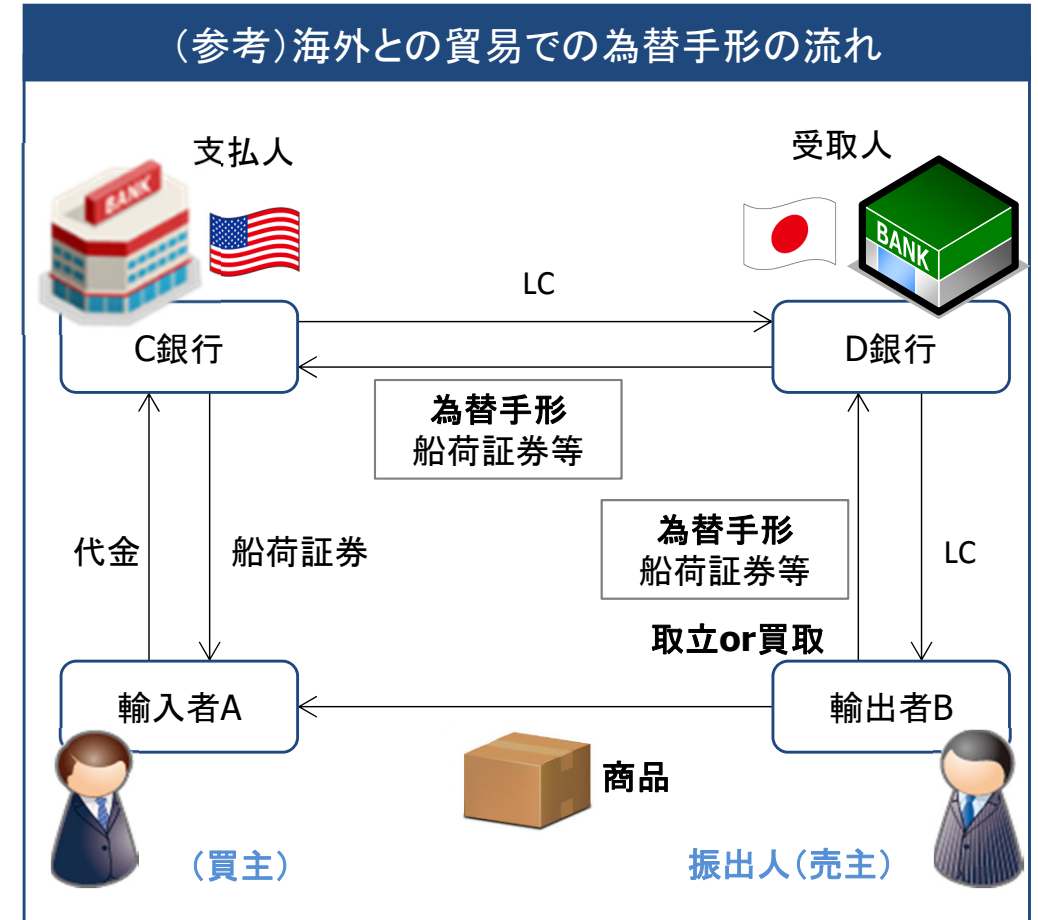
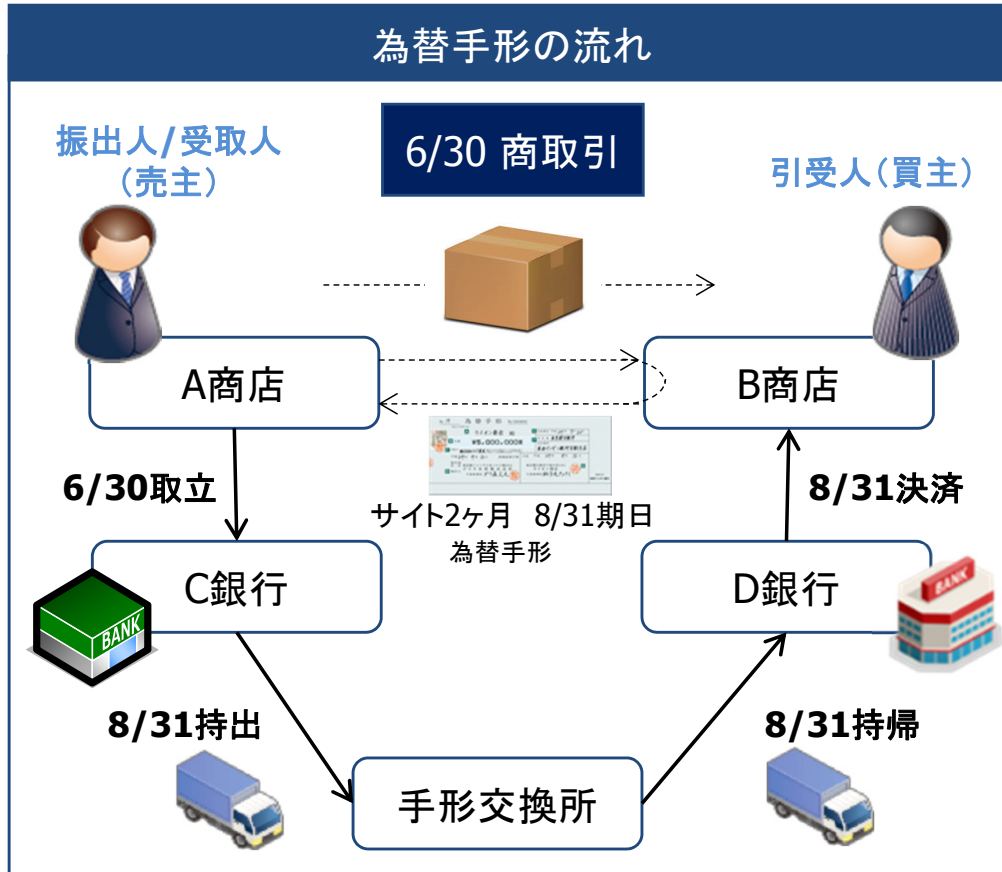


- A商店は受取った約束手形を取引銀行であるC銀行にて取立
- C銀行は、期日まで手形を保管し、期日にD銀行支払の約束手形を手形交換所に持出し
- D銀行はその約束手形を持帰り、B商店の当座勘定から引落し
- C銀行はA商店本人預金口座に入金



- A商店は受取った小切手を取引銀行であるC銀行の本人預金口座に入金
- C銀行はD銀行支払の小切手を手形交換所に持出し
- D銀行はその小切手を持帰り、B商店の当座勘定から引落し

II-①-3. 国内での為替手形の流れと、海外との貿易での為替手形の流れ

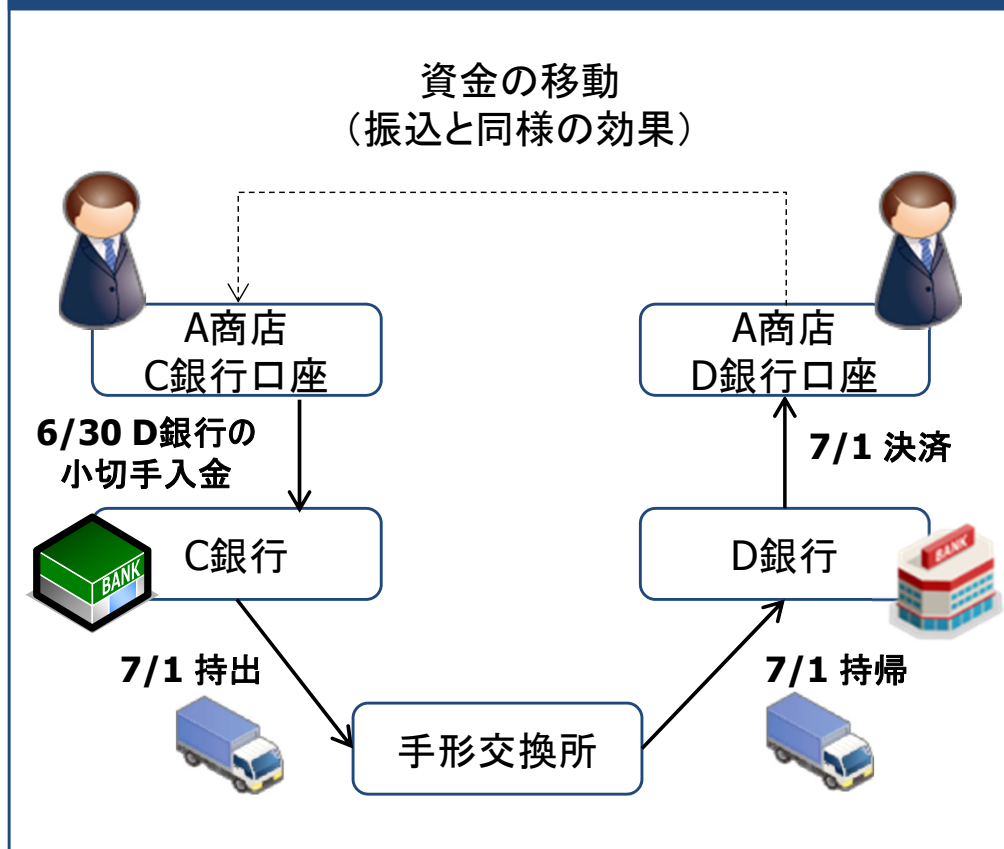


- 約束手形は買主が振り出す、為替手形を利用する場合は、売主(A商店)が振出す
- 引受人を買主(B商店)として、受取人を自分自身(A商店)とすることで、B商店が約束手形を振り出したのと同様の効果が得られる
- 印紙と手形用紙の購入は振出人の負担であり、売主が経費を負担

- C銀行が支払人となって、輸入者Aの代わりに支払うので、代金回収が確実

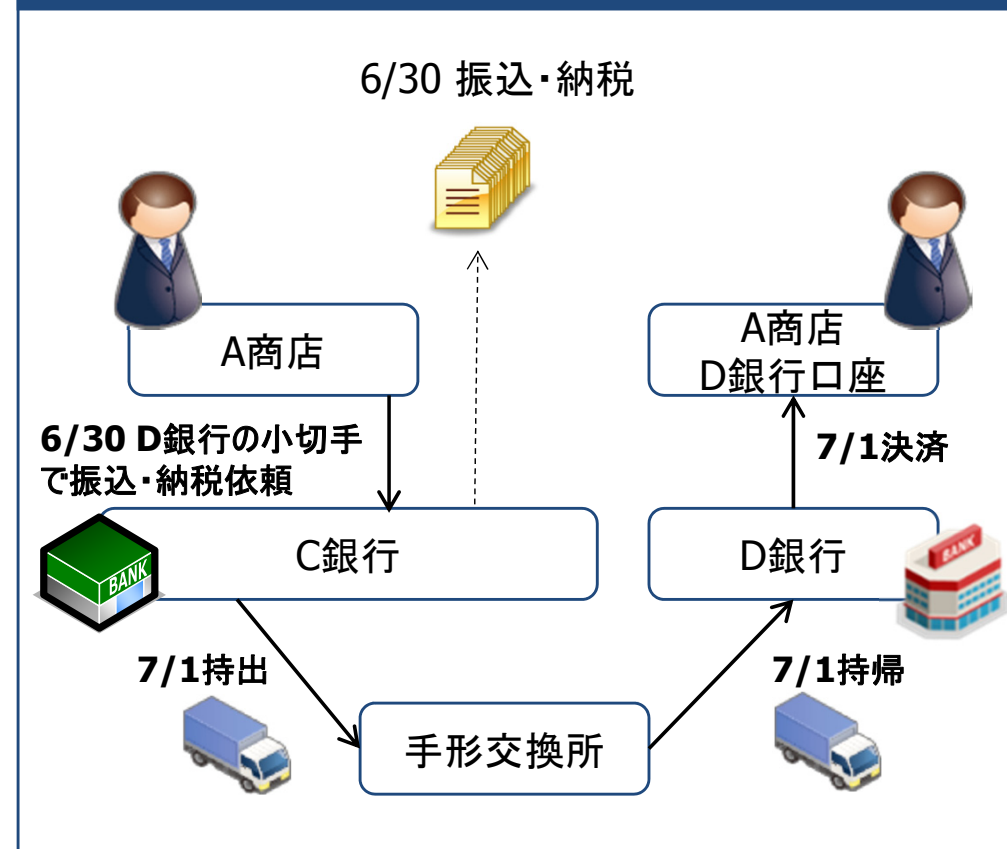
Ⅱ-①-4. 金融取引における小切手の流れ

銀行間の資金の付け替え



- A商店はD銀行の小切手をC銀行の本人預金口座に入金
- これにより、A商店のD銀行口座から、C銀行の口座に資金を移動させることができる

他店券による振込・納税



- A商店はD銀行の小切手を用い、C銀行にて振込、納税
- C銀行はD銀行支払の小切手を手形交換所に持出し
- D銀行はその小切手を持帰り、B商店の当座勘定から引落とし
- なお、振込は自行向けのみ、納税は一部の費目のみなど、各金融機関により取扱いが異なる

Ⅱ-①-5. 手形、小切手を利用する場面（顧客ヒアリングより）

WS2

- 商取引の支払いにおいて利用されることがほとんどのケース。金額で支払手段を分けているケースも多い
- 手形・小切手の利用の理由は「相手先の希望」「従来からの習慣」が多い。でんさいに関しては、相手が利用していないことで、手形から移行できないとの声も多い

Q. どのような場面で、手形または小切手を振り出されていますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
商品（サービス）の代金の支払い	15	135	51	201
支払金額が一定以上のときに手形にする等	1	26	5	32
相手の希望	4	14	2	20
小切手を使い窓口での税公金・口座間資金移動	4	10	2	16
特定の相手先への支払（規模等）	2	5	3	10

【その他の回答】集金に来てもらったとき、その場で渡す必要がある（同時履行）、契約上決まっているから、等

Q. でんさいや振込みでなく、なぜ手形または小切手をご利用になるのでしょうか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
相手先の希望	15	53	18	86
業界慣行、取引先との従来からの慣例	2	54	27	83
相手がでんさいを知らない、利用していない	2	34	10	46
手数料が安い	1	11	3	15
支払サイトを確保できる	1	6	4	11

【その他の回答】発行枚数が少ない、相手方との取り決め・契約条件、電子取引はセキュリティが不安、決済手段をこれ以上増やしたくない
導入が手間だから、操作間違いしそうだから、仕組みが分からない、面談機会として利用、等

Ⅱ-①-6. 手形、小切手を利用する場面の具体例（顧客ヒアリングより）

WS2

商取引における具体的な利用シーン（顧客ヒアリングより）

- 港湾荷受（小切手）
 - ・港で船会社から荷物を受け取る際に、船荷証券（B/L）等に加えて、チャージの支払いとしての小切手を渡すことで、荷物を受領。通常、コンテナ毎、厳密にはB/L毎に一枚の小切手を振出
- 青果・魚市場（小切手）
 - ・市場での商品代金決済時に小切手を利用。現金は嵩むため、その場で確定した金額を小切手で決済している
- 玩具製造（手形・小切手）
 - ・玩具小売・問屋の業界では、手形利用の商習慣は根強い。かつては、先に商品を納入し業者が販売できた分だけ代金を回収するという慣習があった。回収日より前に集金する場合、定例日付の先日付小切手で決済
- 機械工具卸売（手形・小切手）
 - ・販売先から受け取った手形を廻し手形として活用し（裏書）、仕入先の決済に利用。端数は、当社が小切手を振出すことにより調整
- 輸送用機械製造（手形）
 - ・一定金額以上の買掛金については、半金半手の慣習に従って、半分手形・半分現金（振込）で支払。一定金額未満は、全額現金（振込）で支払
- 化粧品製造（手形）
 - ・化粧品業界として約束手形ではなく、為替手形を利用する商習慣あり
- 土木・建設（手形）
 - ・大型建機の購入時、割賦手形として複数枚の約束手形を振出

Ⅱ-①-7. 業界団体へのヒアリング

業界団体	主なコメント
業界団体A(港運業)	港運荷受は、「船主」→「元請」→「下請」の三層構造。小切手の電子化にあたってポイントは、船主からターミナルオペレータ業務を受託する元請の対応
業界団体B(建設業)	主な会員企業は中小企業であり、電子化については考えていない企業が多いと考えられる。電子化に当たっての経費がどの程度なのか留意している
業界団体C(建設業)	主な会員企業は大手企業であり、既にでんさいを導入している企業も多く、移行に当たってのハードルは無いように思う。今でも、半金半手の慣行は残っている
業界団体D(旅行業)	電子化は世の中の流れであり。方向感の問題無い。IT化を進める際は、導入費用やランニングコストに見合うものかが重要。補助金等もポイント
業界団体E(運輸業)	トラックの購入費用を手形で購入していると聞いている。会員企業の生産性向上の観点から、デジタル化の啓蒙等をおこなっているが、セキュリティ面がポイント
業界団体F(卸売業)	電子化を進めるうえでは、中小企業に対する周知・広報活動が重要ではないか。過去にでんさいのPRをしたことがあるが、あまり導入は進んでいないと感じている
業界団体G(製造業)	下請け法により支払い方法に関して変革の時期にあり、今後、手形・小切手利用が減少し、現金(振込)決済が増えていくのは間違いないのではないかと
業界団体H(卸売業)	会員企業は手形を利用していると思う。会員企業には、本検討会の内容について情報提供を行っていききたい
業界団体I(卸売業)	企業にとって、手形の印紙代負担は大きい。電子化を進めるのであれば、一気に変えてしまった方が良い。ITリテラシーも銀行が丁寧に説明すれば対応可能

Ⅱ-①-8. 業界慣習とそれを変える方法（顧客ヒアリングより）

WS2

- 業界慣習を変えることは困難でその必要がないとの回答が多い
- 変更する場合の方法は、国や業界団体等トップダウンのアクションが上位。世代交代・意識改革との意見もあり

Q. 貴社の業界に、手形(または小切手)を利用することになっている業界慣習はありますか

	ある	ない	わからない
業界慣習	178	87	37
	58.9%	28.8%	12.3%

Q. 業界慣習を変えるにはどうしたらいいと思いますか

回答	卸売・小売	製造	建設	運輸・倉庫	サービス	その他	合計
変えるのは困難 変える必要なし	13	9	8	3	2	2	37
法改正や国による施策	4	8	2	2	1	0	17
業界団体からの働きかけ	4	3	3	4	1	0	15
手形の廃止	5	5	1	1	1	0	13
まずは元請や大手が移行する	3	2	5	0	0	1	11
オーナーの世代交代・意識改革・企業のIT化	6	1	1	1	0	1	10
社会的に廃止の方向感が出てくれば、おのずと移行	5	0	5	0	0	0	10

【その他の回答】でんさいの周知広報、取引先との話し合い、政府(所管省庁)からの働きかけ、他の安価な決済手段、金融界一丸となった取組み、等

Ⅱ-①-9. 手形・小切手 自行交換比率（金融機関アンケートより）

WS1

- 自行交換比率は、手形21%、小切手26%
- 交換所交換枚数5,942万枚のうち、手形1,679万枚(28.3%)、小切手3,086万枚(51.9%)、その他証券1,177万枚(19.8%)として、自行交換分比率を利用すると、交換所を経由しない分を含めて、全国でおよそ手形2,125万枚、小切手4,170万枚、その他証券1,177万枚(不変)となり、合計7,472万枚が流通している試算となる

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
手形自行交換分比率	22%	27%	17%	1%	17%	8%	21%	21%
小切手自行交換分比率	24%	30%	21%	1%	21%	48%	21%	26%

【ご参考】自行交換比率から想定される流通枚数

	①交換所交換枚数(注)	②自行交換比率	③想定流通枚数(①/(1-②))
手形	1,679万枚	21%	2,125万枚
小切手	3,086万枚	26%	4,170万枚
その他証券類	1,177万枚	—	1,177万枚
合計	5,942万枚	—	7,472万枚

(注)手形・小切手・その他証券類の比率は、東京・名古屋・大阪の交換所の26年度の実績から算出。(手形28.3%、小切手51.9%、その他証券19.8%)

Ⅱ-①-10. 手形・電子記録債権の利用状況（金融機関アンケートより）

WS1

- 手形利用顧客数は516千社、小切手利用顧客数は1,212千社。電子記録債権契約顧客数は571千社、EB契約顧客数は、2,820千社。

（単位：千社）	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
①手形利用顧客数（延べ数）	89	189	44	2	147	19	26	516
②電子記録債権契約顧客数（同上）	130	272	78	1	77	7	7	571
④小切手利用顧客数（同上）	209	425	106	7	383	47	36	1,212
⑤EB契約顧客数（同上）	802	924	363	8	619	40	65	2,820

- ・ 金融機関ごとの調査のため、同じ会社が異なる金融機関で利用しているケースあり
- ・ 手形は振出サイドでカウント。電子記録債権は、でんさいに加えて3メガ記録機関を含む契約ベース

Ⅱ-①-11. パーソナルチェック、預金小切手の利用状況（金融機関アンケートより）

WS1

- 個人（パーソナルチェック）の利用は約19千人、一人当たり年間4.6枚の利用
- 預金小切手は、約76万枚／年の流通

（単位：千枚/人・社）	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
パーソナルチェック 利用顧客数（延べ数）	10.5千人	5.5千人	0.5千人	0.4千人	1.4千人	0.7千人	-	19.1千人
パーソナルチェック 利用枚数	43.3千枚	17.3千枚	4.6千枚	0.3千枚	21.7千枚	1.8千枚	-	88.9千枚
預金小切手発行枚数	42千枚	187千枚	61千枚	4千枚	425千枚	8千枚	36千枚	755千枚


Ⅱ-①-12. 土日・夜間の手形・小切手の利用実態（顧客ヒアリングより）

WS2

- 土日営業の小売店などに、土日に振出の実績がある
 - 一億円^(注)以上のニーズはほぼない
- (注)24/365化後の、休日・夜間に振込ができる金額上限

Q. 土日・深夜に手形・小切手を振り出される、または受取られることはありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
利用あり (うち、1億円以上)	1(4%) (0)	20(10%) (1)	4(5%) (0)	25(8%) (1)
利用なし	23(96%)	168(86%)	70(85%)	261(86%)
未回答	0(0%)	8(4%)	8(10%)	16(5%)
合計	24(100%)	196(100%)	82(100%)	302(100%)



Ⅱ. 手形・小切手等の利用状況について

②利用者から見た現状と代替策

Ⅱ-②-1. 利用者から見た現状と代替策（総括）

1. 手形・小切手の取扱いをやめたいと思っている企業は約4割。やめたいと思っていない企業は5割超と、やめたいと思う企業を上回る。規模の小さい企業ほど、やめたいと思わない傾向は強い
2. 手形・小切手がなくなった場合に困ることとしては、PC等の操作に不安、かえって事務負担が増す、導入の負担が大きい、セキュリティへの不安等の回答が上位
3. 電子化に当たって期待されるサポートは、金融機関によるサポートが多く、手数料の引き下げ、利便性の向上・セキュリティの強化、政府の助成等の回答が上位
4. でんさいの改善点としては、インターフェースの改善（操作性や銀行間の画面統一）、手数料の減額、機能の向上などの回答が上位。
普及のために必要なことは、手形を廃止すべきがトップ、ついで広告宣伝活動、商習慣の変更等
5. エレクトロニックバンキング（EB）未利用者が、利用しない理由とするのは、セキュリティの不安がトップ、次いでインセンティブがない、ITリテラシーが課題等。
EBの改善点は、特にないと回答が多数、その他セキュリティの強化、パスワード管理の簡素化等

Ⅱ-②-2. 手形・小切手の継続の意向（顧客ヒアリングより）

WS2

- 「やめたいと思わない」が5割であり、「やめたい」の4割を上回る
- 企業規模が小さくなるほど、「やめたいと思わない」の比率が高まる傾向にある

Q. 手形・小切手の取扱いをできればやめたいと思いますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計(%)
やめたいと思う	22(92%)	84(43%)	15(18%)	121(40%)
やめたいと思わない	2(8%)	97(49%)	59(72%)	158(52%)
わからない・無回答	0(0%)	15(8%)	8(10%)	23(8%)
合計	24(100%)	196(100%)	82(100%)	302(100%)

Ⅱ-②-3. 手形・小切手が廃止されて困ること、期待されるサポート（顧客ヒアリングより）

WS2

- 「やめたい」企業も含めると、「特に困らない」が最多であるが、困る理由は、PC操作が不安、事務フローを変えることによる負荷の増加、導入時の負荷、セキュリティが心配等
- 期待されるサポートは、金融機関によるサポートのほか、手数料の引き下げに関する期待も大きい

Q. 紙の手形・小切手がなくなるとお困りになる点は何でしょうか（「やめたいと思う」企業／「やめたいと思わない」企業）

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特に困らない	16 / 1	60 / 32	11 / 14	87 / 47
PC・でんさい等の操作が不安	0	2 / 10	4 / 18	6 / 28
事務負担が増えそう、管理方法の変更が手間	0	3 / 8	4 / 6	7 / 14
導入時の負担（システム改修・事務手続、取引先との調整、等）	1 / 0	3 / 10	2 / 0	6 / 10
資金繰り	2 / 0	5 / 4	2 / 1	9 / 5
セキュリティ対策が不安	1 / 0	0 / 6	0 / 5	1 / 11

【その他の回答】 手数料負担が増加、これを機に契約条件の変更を迫られること、取引先との面談機会が減る、システムトラブル時の対応（BCP）、小切手がなくなると現金を扱う必要がある、現物が無いと安心できない、等

Q. 電子化にあたって、期待されるサポートはありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
金融機関によるサポート	9	77	40	126
手数料の値下げ	7	40	10	57
利便性（IBなしでも利用可能など）・セキュリティーの強化	4	24	8	36
導入に係る政府の助成	2	14	7	23

【その他の回答】 電子債権記録機関の統一、金融機関による資金繰り支援、取引先へのシフト交渉、国や業界による手形小切手の廃止の取り組み、等

Ⅱ-②-4. 電子化シフトの検討有無、シフトできなかった理由（顧客ヒアリングより）

WS2

- 企業規模が小規模となるほど検討されていない傾向
- シフトできない理由は取引先の導入状況等によるものが上位。その他システム改修やコスト削減効果が限定的等、コストや手間と比べてメリットが感じられていない

Q. 手形・小切手をでんさい・振込にシフトすることを検討したことがありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
検討実績あり	19(79%)	75(38%)	15(18%)	109(36%)
検討実績なし	4(17%)	106(54%)	61(74%)	171(57%)
未回答	1(4%)	15(8%)	6(7%)	22(7%)
合計	24(100%)	196(100%)	82(100%)	302(100%)

Q. シフトできなかった理由は何ですか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
取引先(業界)のでんさいの導入率が低い	6	24	4	34
相手先の希望	6	12	2	20
会計システムの更改が必要なため	2	4	1	7
事務コスト削減効果が限定的だから	0	6	1	7
導入が手間だから	1	3	2	6

【その他の回答】 セキュリティに対する不安、IT利用環境がない(PC、専用線)、手数料が高いから、使い勝手が悪そうだから

Ⅱ-②-5. でんさいの改善点、普及策（顧客ヒアリングより）

WS2

- 改善点は、「特にない」が最多。操作性や銀行毎に提供されるインターフェースの仕様の統一等の改善が多い
- 普及策としては、手形の廃止が必要と考えている企業が最多。それ以外では、TVCMを含めた広告宣伝活動・周知徹底や、業界全体での商習慣への取組みなどが上位

Q. でんさいの改善すべき点がありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特にない	6	27	5	38
インターフェースの改善（操作性改善、銀行間の画面統一）	2	22	1	25
手数料の減額	0	7	0	7
一括請求・一括支払機能の追加	0	6	0	6
会計システムとの連携	1	3	1	5
法人EBなしでも利用可能にする	1	3	2	5

【その他の回答】 譲渡の利便性向上、割引手続きの簡素化、でんさいの用語の簡素化（平易な言葉への見直し等）、誤登録等への対応の容易化、等

Q. でんさいを更に普及させるために何が必要だと思いますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
手形の廃止	6	50	23	79
広告宣伝活動	4	40	13	57
商慣習の変更	2	27	16	45
導入手続きの簡素化	2	7	6	15
金融機関のサポート強化（デモ機での操作説明など）	4	6	2	12

【その他の回答】 受取企業（小規模企業等）への丁寧な説明、手数料の減額、業界団体に対する働きかけ、銀行間のインターフェース統一（画面等）、大企業による手形利用の廃止、ネットバンキングを前提としないサービス、セキュリティの向上、等

Ⅱ-②-6. エレクトロニックバンキングを利用しない理由、改善点（顧客ヒアリングより）

WS2

- 利用しない理由は、セキュリティに対する不安が最多。現在の支払事務に不便を感じておらず、導入する必要性・インセンティブがなく、また、ITリテラシーや環境に関する回答もあり
- 概ね使い勝手に関しては、問題ないと思われる状況。改善点としては、セキュリティへの要望と、セキュリティの強化のため利便性が一部制限されていることに関する要望あり

Q. なぜエレクトロニックバンキングをご利用にならないのでしょうか


回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
セキュリティ(不正利用)が不安	0	13	8	21
必要性・インセンティブがない	0	6	8	14
ITリテラシーが課題	0	5	8	13
紙のほうが簡単・事務を変更したくない	0	3	5	8
手数料負担の増加	0	3	1	4

【その他の回答】 EBを詳しく知らない、IT利用環境がない(PC、回線)、障害時のBCPとして紙が良い、等

Q. エレクトロニックバンキングの使い勝手はいかがですか。改善すべきところがありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特にない(使い勝手はよい)	12	95	25	132
セキュリティの強化	0	7	8	15
パスワード管理等の簡易化	2	10	1	13
機能の充実	1	9	1	11
金融機関間での仕様の統一	0	6	1	7
操作の簡素化、言葉の平易化	1	4	2	7

【その他の回答】 総合振込による当日振込の利便性向上、ログイン時間の延長、利用時間の延長、等



Ⅱ. 手形・小切手等の利用状況について

③ 金融機関から見た現状と代替策

Ⅱ-③-1. 金融機関から見た現状と代替策（総括）

1. 金融機関のでんさい、EBのサービス提供率は、共に9割を超える。一方、書面でのでんさい発生記録の提供は約6割、FAXによる発生記録の提供は約1割
2. 過去に手形をでんさいにシフトする取組みの実施率は約4割、小切手を振込にシフトする取組みの実施率は1割を下回る
3. 手形の電子記録債権への潜在シフト顧客数は約40万社、小切手のEBへの潜在シフト顧客数は約82万社。一金融機関あたりの潜在顧客は、都市銀行が多い
4. 金融機関が考える手形・小切手の電子化に要する期間は、平均で9～11年。規模が小さい金融機関ほど、時間がかかると想定している傾向がある
5. 金融機関が実際に実施したでんさい普及の取組み事例は、「セミナー・説明会の開催」や「職員の営業推進」など。EB普及の取組み事例は、「職員の営業推進」や、「手数料等の差別化」等
6. 金融機関が考えるでんさい普及のネックは、「利用者のITリテラシーの不足」、「受取人もでんさい契約が必要である仕組み」等。
EB普及のネックは、「セキュリティにかかる懸念」、「利用者のITリテラシー不足」等。でんさい、EBの改善点は、「使いやすいインターフェースの提供」が共にトップ
7. 金融機関の手形・小切手の取扱コスト(人件費やシステム経費等)は、現時点の概算で380億円/年(ただし、代替策推進に要する人件費やシステム経費等の考慮前)。
手形・小切手の電子化推進のための還元策(新規導入支援施策、商品開発、等)を今後議論

Ⅱ-③-2. でんさい・EB提供率、過去の電子化シフトへの取組み状況（金融機関アンケートより） **WS1**

- でんさいの提供比率、EB提供率ともに9割を超える水準。書面によるでんさい発生記録を提供している金融機関は6割、FAXによる発生記録の提供は1割
- これまでに、手形をでんさいにシフトする取組みに取り組んだ金融機関は約4割である一方、小切手を振込にシフトする取組みの実施比率は1割未満と実質的に未着手の状況

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体平均
でんさい提供率	100%	100%	100%	67%	100%	91%	75%	97%
書面による発生記録提供 ^(注)	0%	48%	49%	33%	75%	83%	6%	61%
FAXによる発生記録提供 ^(注)	0%	2%	5%	0%	6%	27%	6%	9%
EB提供率	100%	100%	100%	100%	99%	65%	80%	92%
手形をでんさいシフトする取組み実施比率	100%	84%	59%	33%	35%	27%	40%	42%
小切手を振込にシフトする取組みの実施比率	25%	13%	10%	0%	7%	4%	0%	7%

(注)でんさいネット公表ベース

Ⅱ-③-3. 電子化シフト潜在顧客と電子化以降に要する想定期間（金融機関アンケートより）

WS1

- 手形利用顧客数は516千社、小切手利用顧客数は1,212千社。手形・電子記録債権併用は114千社、小切手・EB併用は388千社
- 想定される推定シフト顧客は、手形→電子記録債権で約403千社、小切手→EBで約824千社
- 金融機関が想定する手形・小切手の電子化に要する期間は、7～14年、平均9～11年

(単位:千社)	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
①手形利用顧客数(延べ数)	89	189	44	2	147	19	26	516
②手形・電子記録債権併用顧客数(同上)	31	51	9	0	16	1	6	114
③小切手利用顧客数(同上)	209	425	106	7	383	47	36	1,212
④小切手・EB併用顧客数(同上)	79	154	41	1	92	7	14	388
⑤手形電子債権シフト潜在顧客数(①-②)	58	138	35	2	131	18	20	403
—金融機関あたり単純平均	11.6	2.2	0.8	0.7	0.5	0.2	1.1	0.8
⑥小切手EBシフト潜在顧客数(③-④)	130	272	64	6	291	39	22	824
—金融機関あたり単純平均	25.9	4.2	1.6	1.9	1.1	0.4	1.2	1.7

金融機関から見た手形・小切手の電子化に要する想定期間(初期的回答)

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	平均
手形・小切手の電子化に要する想定期間	7年	9～12年	11～12年	7年	10～14年	10～13年	10～13年	9～11年

Ⅱ-③-4. 普及取組み事例、普及のネック、改善点（金融機関アンケートより）

WS1

- でんさい・EB普及への取組みとしては、セミナーの実施、手数料の差別化、導入に向けたサポート等があり
- でんさい・EBともに、普及のネックとしてITリテラシーが課題として挙げられた。改善点としては、誰でも利用しやすいユーザーインターフェースの導入や、モバイル端末向けシステム(アプリ)の開発、が挙げられた

	主な回答
でんさい普及に向けての取組み事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客企業へのセミナー・説明会の実施 ・ 職員による利用促進(業績評価の導入を含む) ・ 広報ツール(パンフレット、チラシ、DM)の作成・案内
EB普及に向けての取組み事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員による利用促進(業績評価の導入を含む) ・ 手数料等の差別化、キャンペーン ・ 個別訪問、ヘルプデスクの設置等による初期設定、導入に係るサポート
でんさい普及のネック	<ul style="list-style-type: none"> ・ PC操作に慣れていない等のITリテラシーの不足 ・ 振出・受取双方のでんさい登録が必要となること ・ でんさいの制度・メリットについての認知度不足
でんさいの改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCが不慣れな方が利用可能な直観的なユーザーインターフェースの提供 ・ スマホ等のモバイル端末向けのシステム(アプリ)の開発 ・ 使勝手のよい各行共通のインターフェースの導入
EB普及のネック	<ul style="list-style-type: none"> ・ セキュリティ(不正利用)に係る懸念、対応 ・ PC操作に慣れていない等のITリテラシーの不足 ・ 利用料金等の新たなコスト
EBの改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCが不慣れな方が利用可能な直観的なユーザーインターフェースの提供 ・ スマホ等のモバイル端末向けのシステム(アプリ)の開発 ・ セキュリティの更なる高度化による安心感の提供

Ⅱ-③-5. 今後の取組みのアイデア（金融機関アンケートより）

WS1

- 手形・小切手の流通量を減少させるために、金融機関が取り組むべき事項としては、代替策の普及促進、移行に係る周知広報といった施策のほか、手数料戦略や安全性・利便性向上という回答が寄せられた
- 金融機関以外が取り組むべき事項としては、政府(国)による手形・小切手制度の廃止との回答のほか、政府による周知広報や助成金・税制優遇や、各業界団体における慣行変更・移行の推進等の回答が寄せられた
- 金融機関における手形・小切手の取扱コスト(人件費やシステム経費等)は、現時点の概算で380億円/年(ただし、代替策推進に要する人件費やシステム経費等の考慮前)。
手形・小切手の電子化推進のための還元策(新規導入支援施策、商品開発、等)を今後議論

		主な回答						
流通量を減少させるための金融機関の取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対するEB・でんさいの普及促進活動 ・ 代替手段への移行に係るマスコミ等も利用した利用者への周知・広報活動 ・ 各金融機関の判断による手数料戦略(既存手数料の値上げ、電子的手段の手数料の値下げ) ・ 削減・廃止に係る目標時期の策定・周知 ・ EBに係る安全性(セキュリティ)の向上、利便性の向上 ・ 国・地方公共団体等への働きかけ 						
流通量を減少させるための金融機関以外の取組み		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府(国)による手形・小切手制度の廃止(法改正含む) ・ 政府等による代替手段への移行の推進、周知・広報活動(マスコミも利用) ・ 政府からの代替手段への移行に係る助成金、税制優遇 ・ 各業界団体における慣行変更・代替手段への移行の推進 ・ 国、地方公共団体等におけるでんさいの利用(制度・法改正) 						
	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	合計
手形小切手の取扱コスト(年間)	67億円	121億円	46億円	1億円	120億円	17億円	7億円	380億円



Ⅱ. 手形・小切手等の利用状況について

④その他証券類の状況

Ⅱ-④-1. 主要な証券

WS4

- 主要なその他証券として、10件の交換証券類と1件の指定文書をリストアップ
- 個別証券毎の方向性(案)の策定に向けて、代表的な証券類の概要と現物廃止に対する意見について、関係機関との意見交換を開始(下表太字記載の関係者と意見交換を実施)。現在、5件の交換証券類について実施

	a	b	c	d
券種	券種	関係者	意見交換	月間取扱件数 (交換所経由・概算。千件)
1	株式配当金領収証	信託協会 全国株懇連合会 ゆうちょ銀行 (日本証券業協会)	○	110
2	日本銀行小切手(政府小切手)	日本銀行 各金融機関 各省庁	○	0.3
3	振替払出証書	ゆうちょ銀行 各地公体 指定金融機関		6
4	定額小為替証書	ゆうちょ銀行 各地公体 指定金融機関	○	500
5	領収書(公金収納金)	指定金融機関 各地公体	○	3
6	領収書(水道料金収納)	各水道局		2
7	領収書(ガス料金)	各ガス会社		0.2
8	税金還付金通知書	各地交体		4
9	外国為替領収書	国内銀行 (外為円決済制度参加金融機関)	○	30
10	外国為替送金小切手	国内銀行		0.2
11	指定文書 税公金納付済通知書	指定金融機関 各地公体		n.a.

Ⅱ-④-2. 主要な証券毎の取扱い方針案①

WS4

- 5件の証券類について、関係機関と現物廃止に対する意見交換を実施
- 上記を踏まえそれぞれの証券類に対する「方向性(案)」を検討

a	b	c	d	e
券種	関係者	証券・当該業務の概要	現物廃止に対する意見	方向性(案)
1 株式配当金領収証	信託協会 全国株懇連合会 ゆうちょ銀行 (日本証券業協会)	<p>配当金の支払手段は以下の3種類</p> <p>①証券会社の特定口座への振込 ②指定された銀行口座への振込 ③金融機関の店頭での現金払い</p> <p>③が本件となるが、③の取扱いは株式名簿をもとに配当金領収証を発行し、同領収証の確認を以て配当金を払うことになる。会社法457条(配当財産の交付の方法)によるもので、会社法が改正されない限り、配当金領収証の廃止は不可</p> <p>①②は発行企業のコスト削減になり、求める方向性は合致</p>	<p>③は法令の定めがあり、廃止困難であるが、仕組みは残しつつも①②へのシフトにより、実態上の“取扱い廃止”は検討し得る</p> <p>①②を推進するには最初に顧客接点のある証券会社との連携が有効</p> <p>全体の発行枚数に占める交換所経由の当該領収書は5%程度と少数。紙の即日伝達を見直し、QRコードを活用した電子データの交換による決済手法等も検討し得る</p>	振込へのシフト 紙の即日送達 の廃止
2 日本銀行小切手 (政府小切手)	日本銀行 各金融機関 各省庁	<p>各金融機関が日銀当預に基づき振り出す小切手については、主として日本銀行と金融機関の相対取引等に用いられ、交換決済に回るのは1月当たり10件超程度しかない</p> <p>また、「政府小切手」という日本銀行を支払場所とする官庁が振り出す小切手があり、日本銀行の一般代理店・歳入(復)代理店が取り扱うため、交換所を経由することがある</p>	<p>日本銀行小切手は日銀ネット決済へのシフトが検討できる</p> <p>政府小切手は各省庁との個別交渉が必要。政府省庁の支払は財務省の会計システム「ADAMSⅡ」を、受取は「ペイジー」を利用することが考えられる</p>	既存のプラットフォームへのシフト

Ⅱ-④-3. 主要な証券毎の取扱い方針案②

WS4

a	b	c	d	e
券種	関係者	証券・当該業務の概要	現物廃止に対する意見	方向性(案)
3 定額小為替証書	<u>ゆうちょ銀行</u> 各地公体 指定金融機関	定額小為替証書は、市役所等から戸籍謄本・住民票の写しを郵送で取り寄せる際の手数料として主に利用される。謄本等の申請書と定額小為替証書を同封して地公体宛て送付。代替手段は現金書留 地方団体の指定金融機関とゆうちょ銀行(郵便局)との間での資金決済のため交換決済が利用されている。	法令上、手数料の支払手段として指定されていることから、別の代替手段を含めて、関係者間での検討が必要 指定金融機関とゆうちょ銀行間の決済を交換決済から振込もしくは付替にシフトできれば、交換所の現物は削減可能	振込・付替へのシフト
4 領収書(公金収納金)	<u>指定金融機関</u> 各地公体	指定金融機関と指定代理または収納代理金融機関との間の公金関係資金を決済する場合に利用 公金関係資金の決済手段としては①領収書の交換決済(本件)、②資金の付替えがある	①から②にシフトした場合、各地方団体の規模・取扱件数により、指定金融機関の資金管理・消し込み事務が煩雑になることが想定される 実務を整理できれば②にシフト可能	振込・付替へのシフト
5 外国為替領収書	<u>外為円決済制度</u> <u>参加金融機関</u>	本邦金融機関間の外為送金は主に外為円決済制度が利用されているが、手数料区分により被仕向け銀行側から請求する必要があり、領収書を交換に持出すことで銀行間での手数料を決済している	資金回収が実質強制かつ消し込みもされるため、交換決済のメリット有 新しい仕組みを整えれば、電子データによる決済へシフト可能	振込・付替へのシフト

Ⅱ-④-4. 意見交換から得た考察

WS4

意見交換から得た考察

- 株式配当金領収証や定額小為替証書について、抜本的な現物廃止を進めるためには法令等の改正が必要。現物交換が発生しない代替手段も並存することから、最終ユーザーの理解を得ながら代替手段への誘導を進め、現物の流通を減らす施策から検討
- 日本銀行小切手(政府小切手)も抜本的な現物廃止のためには、法令等の改正、各省庁との調整が必要。既存のプラットフォームの活用を主たる代替策として検討していく方向性
- 領収書(公金収納金)や外国為替領収書については請求方式であり、請求者側にとって使い勝手が良い。同様の機能を有する代替策の検討が必要
- 今後、意見交換済みの5件の交換証券類に関する「方向性(案)」のフィージビリティの検証を進め、既存の各種プラットフォームの活用や機能拡張等による代替案を具体的に検討していく。また、残る5件の交換証券類と1件の指定文書に関する意見交換を進めるとともに、その他全ての証券類も網羅的に検証し、「方向性(案)」を定める

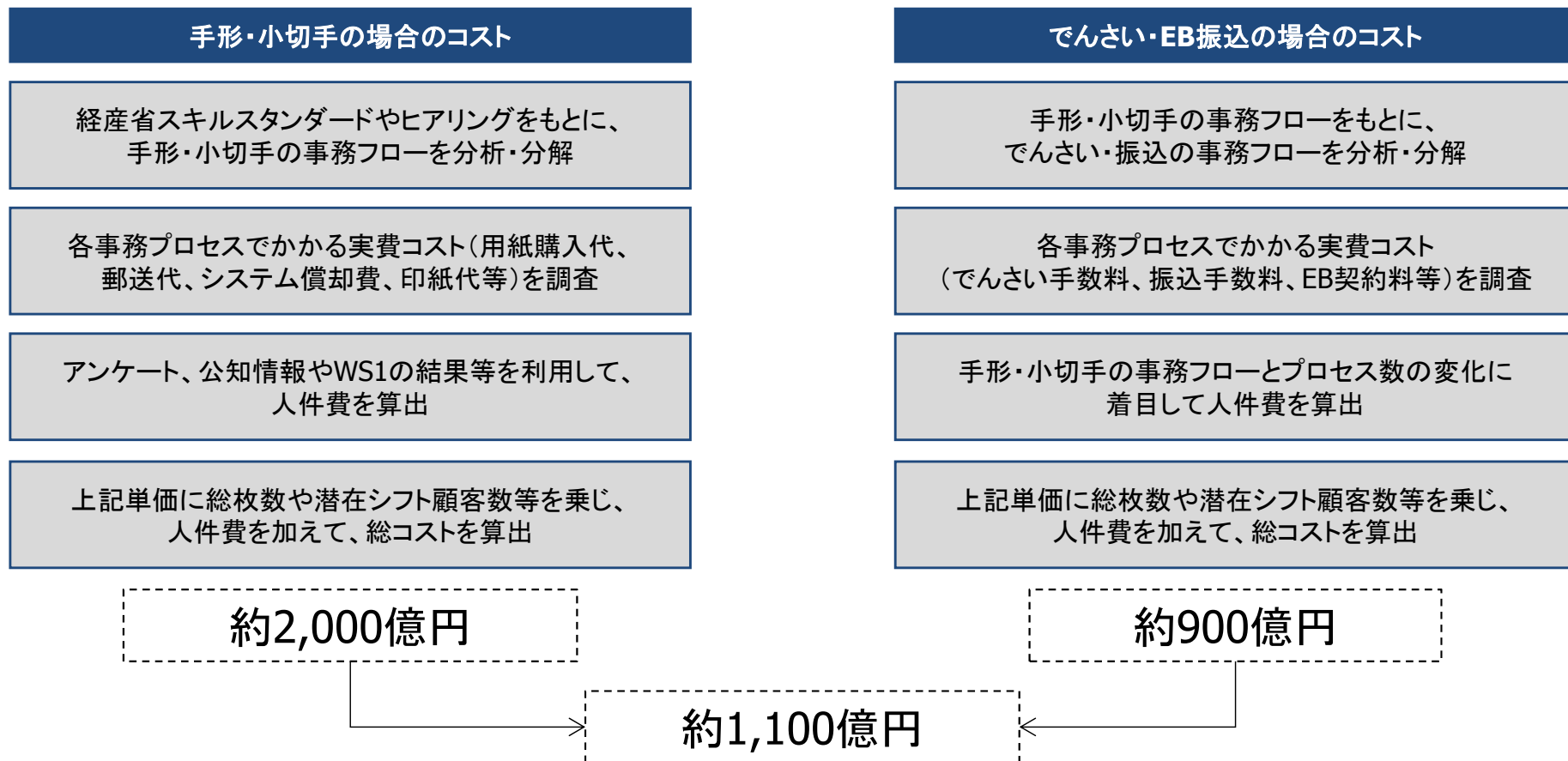
分類		証券	方向性(案)	難易度	代替案
法令あり	現物の廃止にハードル	株式配当金領収証	振込シフト	高	新たな決済手法の検討 (各種プラットフォームの活用・機能拡張等)
		日本銀行小切手	既存枠組みへシフト	高	
		定額小為替証書		高	
法令なし	現行の仕組みが効率的	領収書(公金収納金)	振込・付替シフト	中	
		外国為替領収書		中	

Ⅲ. 社会的なコスト削減効果について

Ⅲ-1. 社会的コスト削減効果の試算

WS3

- 社会全体で削減できる利用者サイドのコストは、約1,100億円と試算
(紙の手形・小切手の場合のコスト:約2,000億円、でんさい・EB振込の場合のコスト:約900億円)



※詳細は、別添の外部コンサルティング業者(三菱UFJリサーチ&コンサルティング社)資料をご参照

IV. 法的論点の整理について

IV-1. 法務WGでの検討、手形法・小切手上的論点、ジュネーブ条約に関する論点

- 第一回法務WG(平成30年3月2日開催)にて、前回検討会資料で提示された4つの論点を議論
- 手形法・小切手法上の論点として、全ての手形・小切手の電子化が進んだ場合に問題点があるかを議論。独占禁止法上の論点はあるものの、手形法・小切手法上の問題はないと考えられる
- 手形法・小切手法が則っているジュネーブ条約への影響も、手形法・小切手法の改訂・廃止を予定しておらず、問題はないと考えられる

1. 手形法・小切手法上の論点

- 仮に金融機関が手形・小切手の取扱いを停止し、手形交換所を廃止したと仮定した場合の手形法・小切手法上の問題を確認
- 「銀行」「交換所」の記載のある条文は、手形法に3つ、小切手法に7つあり。いずれもその存在が前提となっているが、仮に取扱停止・交換所廃止となった場合に、これらが法令違反となることはないと考えられる

条文番号	項目	条文番号	項目
手形法 38条	手形交換所における提示	小切手法37条	線引の定義
手形法48条	満期前請求における割引に利用する「銀行率」	小切手法38条	線引の支払
手形法83条	手形交換所の法務大臣の指定	小切手法39条	手形交換所の不渡りの証明
小切手法3条	支払人としての銀行	小切手法59条	「銀行」の定義
小切手法31条	手形交換所における提示	小切手法69条	手形交換所の法務大臣の指定

2. ジュネーブ条約に関する論点

- 今般の取組みでは手形法・小切手法は廃止・改訂を考慮しておらず、そのまま存置の予定。よって、法律改正はなく、手形法・小切手法が則るジュネーブ統一条約への影響はない

IV-2. 手形と電子記録債権の法制度における差分、金融機関実務における手形と電子記録債権（事例）

- 手形と電子記録債権の間に法的な差分は存在するものの、後者の立法時に議論されており、かつ施行後も実務上で問題となっている事項はなく、法的な差分が移行の障害になるとは考えにくい。一方、法的な論点ではなくともでんさいの業務規程等に依拠する差分があるが、実務影響を検証するも問題ないと考えられる（一部、調査継続）
- 金融機関実務における手形と電子記録債権の取扱いの差を確認（現行の取扱いを維持）

3. 手形と電子記録債権の法制度における差分

- 12のポイントを議論。手形法と電子記録債権法には、利得償還請求権や手形訴訟を始めとした差分があるが、電子記録債権法の立法時に議論がされており、施行後も問題とはなっておらず、法的な問題点とはならない
- ただし、白地手形および個人の手形利用への影響は、実務の観点では認識して影響を把握すべきであり、業務WGへ連絡を行い、業務WGで検討を実施する

相違点	条文番号	相違点	条文番号
為替手形	手形法1条～74条	券面の不存在	手形法1条等、電子記録債権法3条等
記録事項の限定	手形法5・11条、電子記録債権法16・18・32条等	債権の一部譲渡	電子記録債権法3条
不渡制度	手形交換所規則62条、でんさい業務規定62条等	双方請求	電子記録債権法5条1項
利得償還請求権	手形法85条	裏書人、譲渡人の担保責任	手形法15条1項・77条、電子記録債権法31条
訴訟制度	民事訴訟法350条	監督の相違	手形法83条、電子記録債権法51～85条等
白地手形の補充性	手形法10条	消費者としての個人の利用	でんさいネット業務規程11条

4. 金融機関実務における手形と電子記録債権（事例）

- 金融機関における債権回収時の手形と電子記録債権の法的実務の例を呈示（商事留置権、差し押さえ等のプロセス等）。現在も、金融機関は実務上の違いを認識した上で取扱いをしており、電子化の障害にならないと考える

IV-3. 法務WGから業務WGへの連携事項

- 「手形と電子記録債権の法制度における差分」の議論のなかで、実務上の確認が必要と考えられる事項があったため、業務WGに連携を実施

法務WGから業務WGへの連携事項

1. 手形法と電子記録債権法の差分

- 電子記録債権においては、電子記録債権法により、手形という白地手形の運用ができない点につき、実態調査を実施することが考えられる
- また、現在の電子債権記録機関においては、消費者としての個人の利用ができない点についても、実態調査を実施することが考えられる

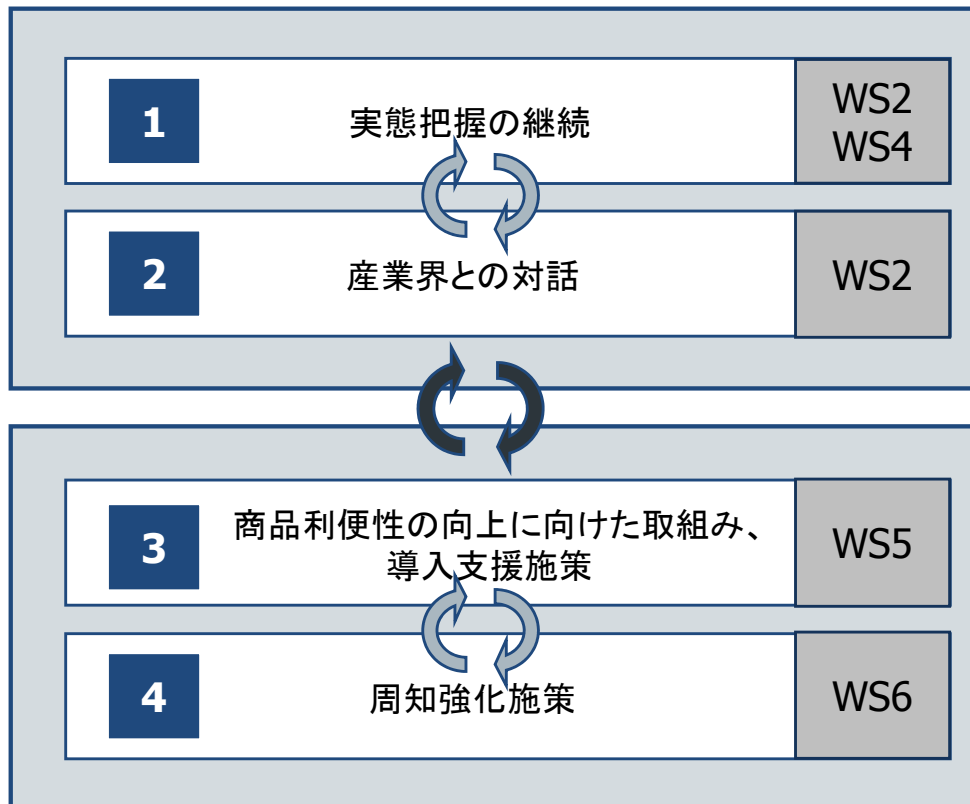
2. 銀行取引約定書等の変更に関して

- 仮に手形や小切手の取扱いを停止するとされた場合、契約実務の観点より、個別金融機関は、当座勘定規程や銀行取引約定書等、手形や小切手に関する記載がある約定書等について、変更や差し替えの必要性に関する検討が必要となる可能性あり
- また、一般事業者においても、商取引契約において手形や小切手に関する記載がある契約書等について、同様の検討が必要となる可能性あり
- 即ち、将来的には、これら変更等に当たっての方法を、契約法の観点から検討する必要があると考える

V. 今後の対応（案）について

V-1. 今後の対応（案）

- 今回の調査を受けて、第三回検討会にむけ、業務WGの枠組みを利用しつつ、4つの対応の実施を検討
- 各検討は密に関係・情報交換をすることで、有機的に議論が進むように運営をする。



1. 実態把握の継続
 - 白地手形や手形の個人利用に関する調査
 - その他証券類の調査継続
2. 産業界との対話
 - 意見書に対する今回の一次回答をもとに、対話を継続
 - 業界毎の慣習の深掘り
3. 商品利便性の向上に向けた取組み、導入支援施策
 - 利用者からの声(改善提案)に対する、対応策の検討
 - 各種導入支援施策の検討
4. 周知強化施策
 - 電子化による利便性向上等をご理解いただく対応策の検討(含むセキュリティに対する不安への対応等)

中間報告取りまとめの実施へ

V-2. 1 実態把握の継続

- WS2、WS4として、調査を継続
- 法務WGからの連携事項やその他証券類の調査を実施

対応(案)

1. 白地手形の利用実態
 - 法務WGでの指摘のとおり、現在の電子記録債権法および電子債権記録機関の業務規程では白地手形に準ずる運用を想定しておらず、その影響を把握するための調査を実施
2. 手形の個人利用実態
 - 電子債権記録機関の業務規程上、個人の利用が認められない。例えば、個人用の手形は電子記録債権にシフトはできないが、どの程度の影響があるか等、個人の手形利用に関する調査を実施
3. その他証券類の調査継続
 - 今回調査に着手した5件の証券の深掘りと、残りの5+1の証券類に関する調査の実施

V-3. 2 産業界との対話

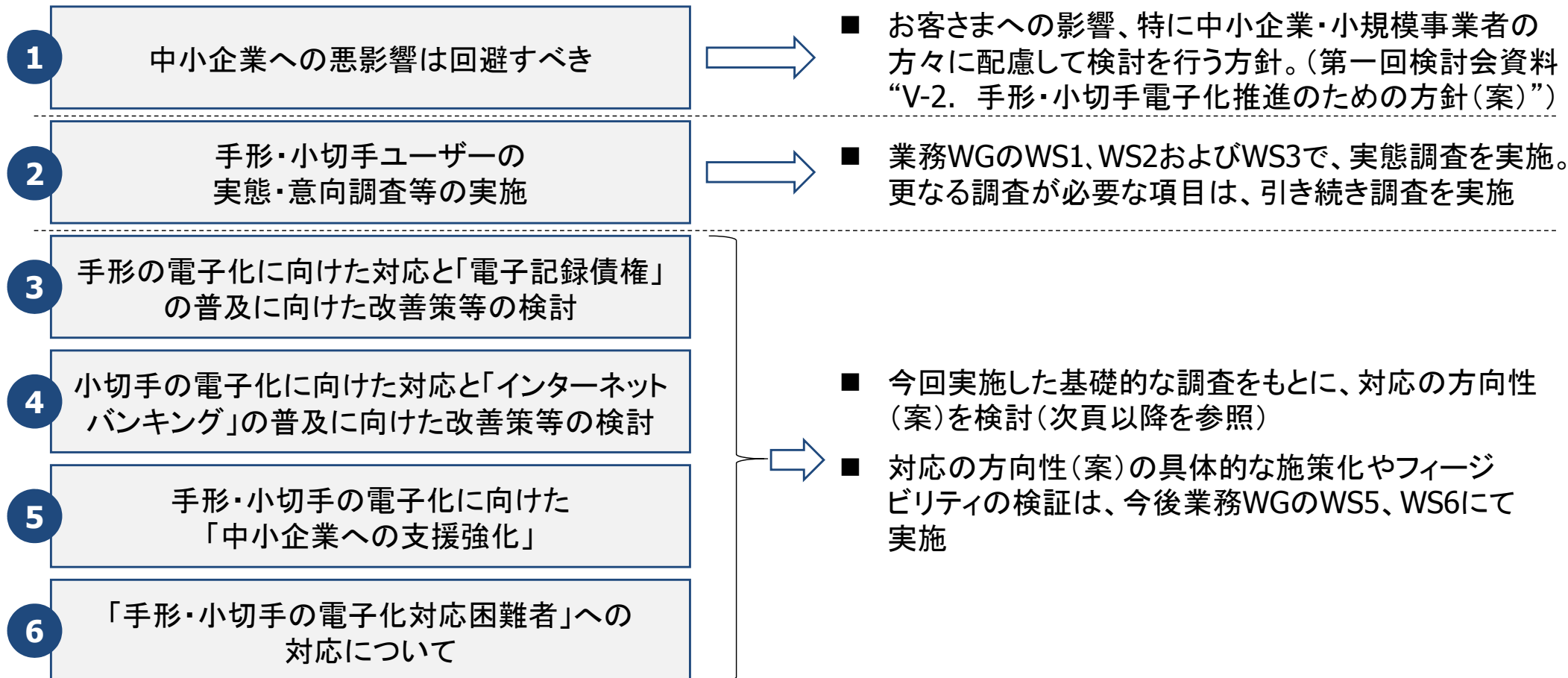
- WS2として、産業界との対話を実施
- 中小企業3団体の意見書に対する「対応の方向性(案)」に関して意見交換の場を設け、今後の対応につき協議するとともに、協調して進めることなどを検討する

対応(案)

1. 意見書に対する「対応の方向性(案)」に関する中小企業3団体等との意見交換(6つの論点への対応の深掘り)
 - 業務WGにて、第一回検討会の中小企業3団体の意見書に関して対応の方向性(案)を深掘り。
現在の内容はハイレベルであるため、今後の具体化にむけ、中小企業3団体や業界団体との更なる対話を継続し、対応策に関する議論を深める
 - 具体化策の実施は、中小企業3団体や業界団体との意見交換を通じて、金融界と産業界が協調して推進すること等も検討
2. 業界慣習に関する深掘り
 - 今回のヒアリングでも、業界毎の慣習に関する回答が多く寄せられた。手形・小切手に関する商習慣の根強い業界を選定して、商習慣の調査を行う。業界団体との更なる対話や、業界における対応策に関する議論を深める

V-3-①. 2 第一回検討会における意見書に関して

- 第一回検討会において、中小企業3団体連名で提出された意見書に関し、今回の調査を踏まえて、対応の方向性(案)(初稿)を整理。今後、具体的に検討していく



V-3-②. 2 第一回検討会における意見書に関して

3 手形の電子化に向けた対応と「電子記録債権」の普及に向けた改善策等の検討

意見書の概要	調査からの声、示唆
<ul style="list-style-type: none"> ■ 手形の電子化に向け、課題の抽出とその対応策を丁寧に検討する必要がある ■ 仮に紙の手形が電子化される場合、その対応として「電子記録債権の利用が推奨」されることが想定されるが、電子記録債権の利用は増えてはいるが今一層の普及の余地がある状況にある。よって、電子記録債権の普及の課題となっている理由を把握・分析するとともに、その改善策・普及策を検討する必要がある ■ 電子記録債権を利用するには、①IT化投資(パソコン、タブレット、スマホ等)、②インターネットバンキング契約・利用料負担、③電子記録債権契約・利用料負担が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・金融機関が期待する改善、普及に向けたアイデア <ul style="list-style-type: none"> • 直観的なユーザーインターフェースの提供 • 操作性・機能改善(例:一括請求・一括支払機能、譲渡・割引の操作) • 銀行間の画面の統一 • 会計システムとの連携 • 誤登録やエラー処理対応の簡素化 • でんさいにおける専門用語の平易化 • 法人EBなしでも利用可能にする • スマホ等のモバイル端末向けのシステム(アプリ)の開発 • 手数料の減額



対応の方向性(案)

- でんさいネットそのものよりも、各金融機関が提供するインターフェースであるでんさい商品の改善に対する声が多い。今後、金融界において、でんさいネットのみならず、インターフェースの操作性等に関する改善ポイントを検討・共有し、各金融機関での対応に関する協議等行う。(3 商品の利便性の向上に向けた取組み)

V-3-③. 2 第一回検討会における意見書に関して

4 小切手の電子化に向けた対応と「インターネットバンキング」の普及に向けた改善策等の検討

意見書の概要	調査からの声、示唆
<ul style="list-style-type: none"> ■ 小切手の電子化に向け、課題の抽出とその対応策を丁寧に検討する必要がある ■ 仮に紙の小切手が電子化される場合、その対応として「振込の利用が推奨」されることが想定され、小切手と同様にその場お互いが財産権移転を確認するためには、双方がインターネットバンキングでの振込状況をタブレット・スマホ等により確認することが必要になると思われるが、インターネットバンキングの普及が進んでいるとは言い難い状況にある。よって、インターネットバンキングの普及が進んでいない理由を把握・分析するとともに、改善策・普及策を検討する必要がある。財産権移転の即時確認には、振込の24時間・365日稼働化(平成30年10月開始予定)が必要である ■ インターネットバンキングを利用するには、①IT化投資(パソコン、タブレット、スマホ等)、②インターネットバンキング契約・利用料負担が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・金融機関が期待する改善、普及に向けたアイデア <ul style="list-style-type: none"> • セキュリティ面の向上 • パスワード管理・電子証明書等の簡易化 • 機能の充実・利用時間の延長 • 金融機関間での仕様の統一 • ログイン時間の延長 • 直観的なユーザーインターフェースの提供 • スマホ等のモバイル端末向けのシステム(法人向けアプリ)の開発 ■ 利用しない理由 <ul style="list-style-type: none"> • 不正利用(セキュリティ)が不安 • 必要性・インセンティブがない、事務を変更したくない • ITリテラシーが課題 (PC操作に自信がない) • コストが高くなる



対応の方向性(案)

- EBの使い勝手には、ご満足いただけている声が圧倒的であった。ただし、セキュリティに関する不安が多い一方で、セキュリティ強化のために利便性が一部犠牲になっている等(パスワードの変更頻度が多い等)の指摘もあった。利用しない理由も、セキュリティへの不安が最も多い。EBやセキュリティに関する利用者への丁寧なご説明を通じた、それらのご理解を促進する施策を検討 (4 周知強化策)

V-3-④. 2 第一回検討会における意見書に関して

5 手形・小切手の電子化に向けた「中小企業への支援強化」

意見書の概要		調査からの声、示唆						
<p>■ 上記3・4を踏まえると、「手形・小切手の電子化」に向けて、①IT化投資（パソコン、タブレット、スマホ等）、②インターネットバンキング契約・利用料負担、③電子記録債権契約・利用料負担が必要となり、中小企業での普及に向けて、以下の課題解決が必要となる。小切手の電子化に向け、課題の抽出とその対応策を丁寧に検討する必要がある</p> <table border="1"> <tr> <td>① IT化投資 (パソコン、タブレット、スマホ等)</td> <td>事業者のITリテラシー向上、IT人材の育成、IT専門家派遣、IT化投資の後押し（補助金等）、等</td> </tr> <tr> <td>②インターネットバンキング契約・利用料負担</td> <td>セキュリティ不安の払拭、操作習得、各種利用料の低減、等</td> </tr> <tr> <td>③電子記録債権契約・利用料負担</td> <td>操作習得、各種利用料の低減、等</td> </tr> </table> <p>■ 上記の課題解決にあたっては、国や金融業界による最大限の支援が必要である</p>		① IT化投資 (パソコン、タブレット、スマホ等)	事業者のITリテラシー向上、IT人材の育成、IT専門家派遣、IT化投資の後押し（補助金等）、等	②インターネットバンキング契約・利用料負担	セキュリティ不安の払拭、操作習得、各種利用料の低減、等	③電子記録債権契約・利用料負担	操作習得、各種利用料の低減、等	<p>■ 利用者が望むサポート等</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関によるサポート (丁寧なでんさいの説明、金融機関による取引先とのシフト交渉等) 手数料の値下げ 利便性向上 (IB以外でも利用できる仕組みの提供など) セキュリティの向上 導入に係る政府の助成 電子債権記録機関の統一 金融機関による資金繰り支援 国や業界による手形小切手の廃止への取り組み
① IT化投資 (パソコン、タブレット、スマホ等)	事業者のITリテラシー向上、IT人材の育成、IT専門家派遣、IT化投資の後押し（補助金等）、等							
②インターネットバンキング契約・利用料負担	セキュリティ不安の払拭、操作習得、各種利用料の低減、等							
③電子記録債権契約・利用料負担	操作習得、各種利用料の低減、等							



対応の方向性(案)

- 取引先への説明を含めて、電子化への切替の負荷を懸念して踏み切れない可能性がある。金融機関にサポートを望む声は多く、丁寧な商品説明を含めて、金融機関が電子化普及をサポートする施策を検討
- 手数料に関する要望を確認、金融界で共有等を行う (3 導入支援施策)
- 国への支援を希望する声もあり、政府の助成等に関しては支援策の検討に資する情報提供を継続

V-3-⑤. 2 第一回検討会における意見書に関して

6 「手形・小切手の電子化対応困難者」への対応について

意見書の概要	調査からの声、示唆
<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮に「手形・小切手の電子化」を実施する際、上記課題により電子化対応困難な手形・小切手ユーザーである中小企業が一定数残ることが想定されるが、社会的混乱が生じないようにするため、金融機関におけるサービス面・技術面等の対応により「手形・小切手の電子化の機能を享受できる方策」を検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> • EB契約なしでも、でんさいが利用できる仕組みを希望する声あり • 信用金庫・信用組合を中心に、書面やFAXによるでんさいの発生記録サービスを提供中 • メガを含む都銀では、提供していない



対応の方向性(案)

- 電子化に対応できない手形利用者が残る場合の施策を検討(紙での対応、移行措置、等)
(3 商品の利便性の向上に向けた取組み)

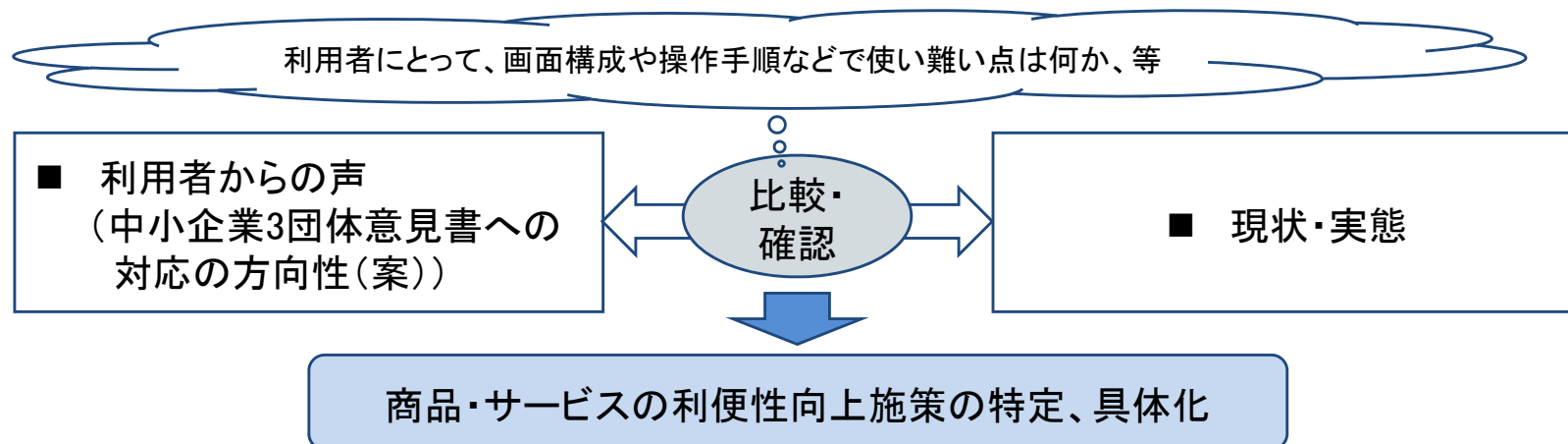
V-4. 3 商品利便性の向上に向けた取組み、導入支援施策

- WS5として、具体的なアクションの検討にむけた準備を開始
- 今回の調査における声を参考に、まずはサービスの商品性や操作性などの確認を実施する
- 電子化移行時の金融機関の対応等についても、具体的に検討する

対応(案)

1. サービスの利便性の向上

- 今回の調査における利用者からみた改善あるいは普及に関する声を参考に、利便性の向上にむけたサービスの改善に向けた確認を進め、対応策を具体的に検討(含む新しい技術の活用)



2. 導入支援の実施

- 電子化移行時の個別金融機関の対応方針や対応策、振出人・受取人間のコミュニケーションの支援策等、を具体的に検討

V-5. 4 周知強化施策

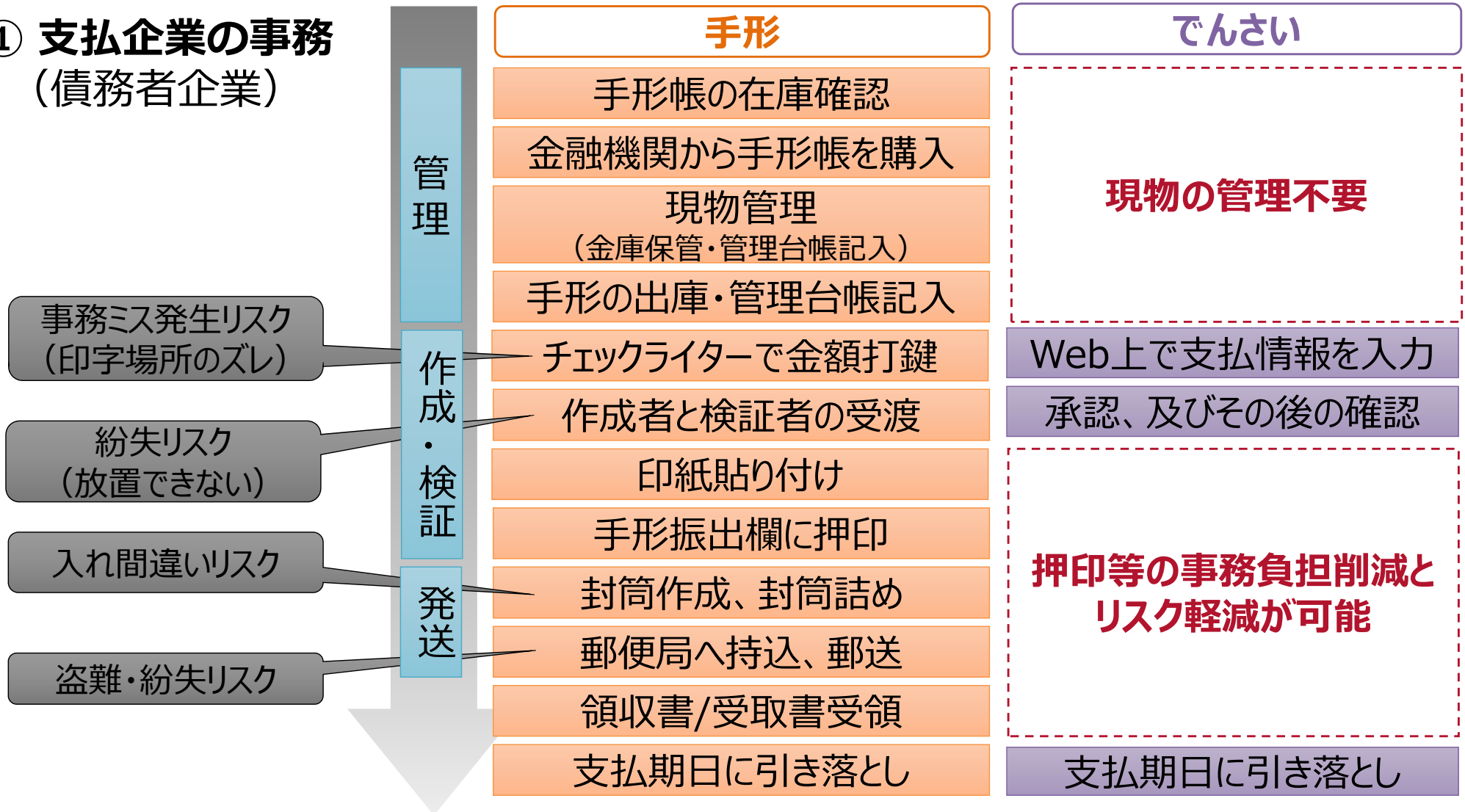
- WS6として、検討
- 特に規模の小さな企業の中には、でんさいやEBといった電子的な代替手段を知らない、関心がないという企業もあり、また、EBについてはセキュリティが不安との声が多く、認知度向上のための周知活動が必要
- 金融機関だけでなく、産業界等とともに、オールジャパンでの周知活動を検討する

対応(案)

1. 商品およびその利便性の利用者への遡及
 - でんさいやEBを知らないという声もあり、その利便性を知っていただき、商品そのものの認知度をあげる等のための方法を検討する
 - セキュリティ面に関する丁寧な説明方法も具体化
 - 業界全体としての事務効率化や生産性向上につながることに鑑み、ご協力いただける業界団体と協働して施策等を実施することが可能かどうか、産業界との連携・協業も視野に入れる
2. 関係省庁との連携
 - 産業界・利用者からの声にある国の支援に関しては、関係省庁に情報提供等を行う
 - 業界毎の対話を進める場合に、その所管官庁とともに官民一体で何か推進・協業することができるか等、業界・関係省庁とも意見交換を実施

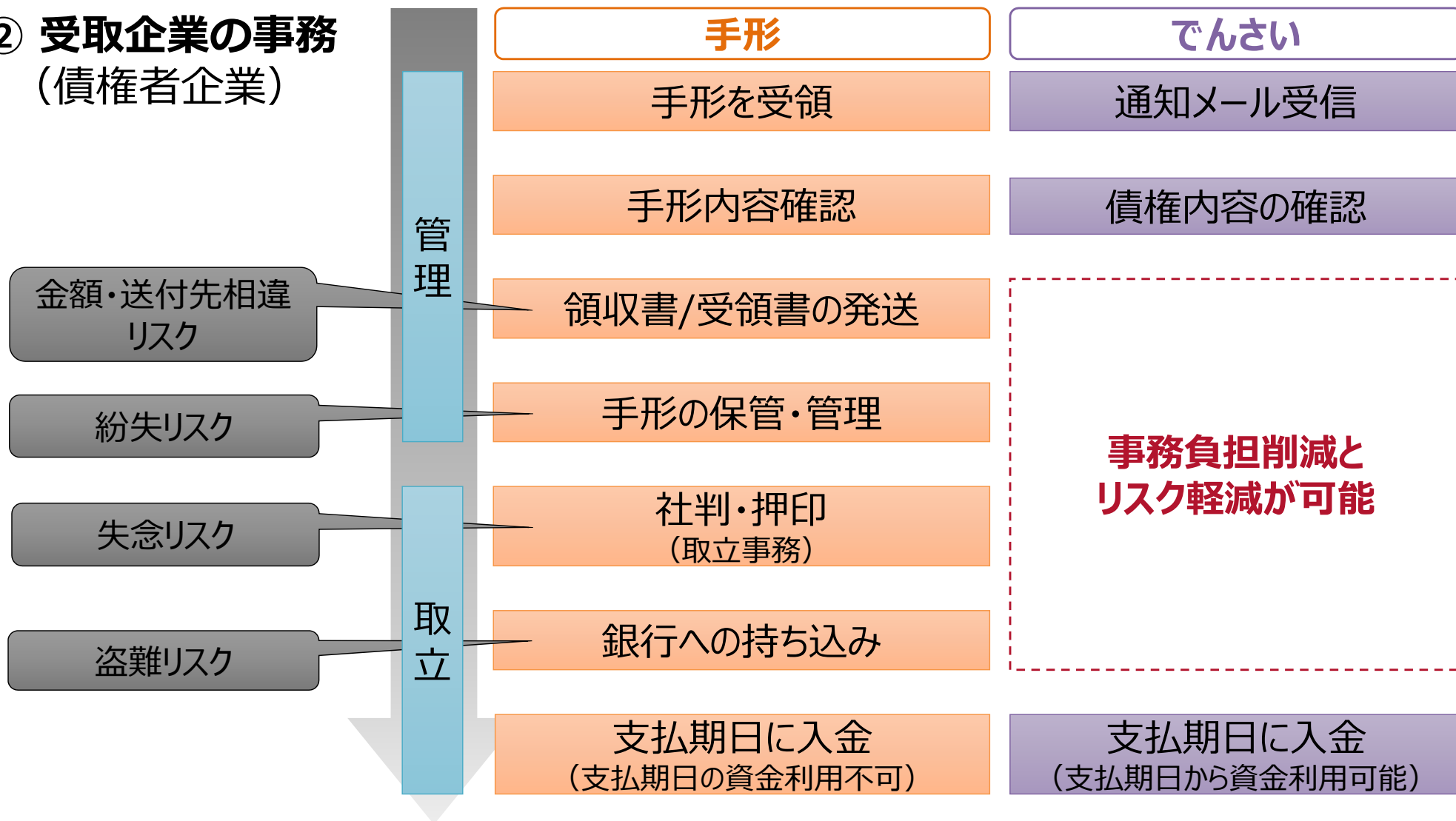
(ご参考) 【周知にあたって】手形とでんさいの比較 (事務負担削減)

① 支払企業の事務
(債務者企業)



(ご参考) 【周知にあたって】手形とでんさいの比較 (事務負担削減)

② 受取企業の事務
(債権者企業)



(ご参考) 【周知にあたって】手形とでんさいの比較 (事務負担削減)

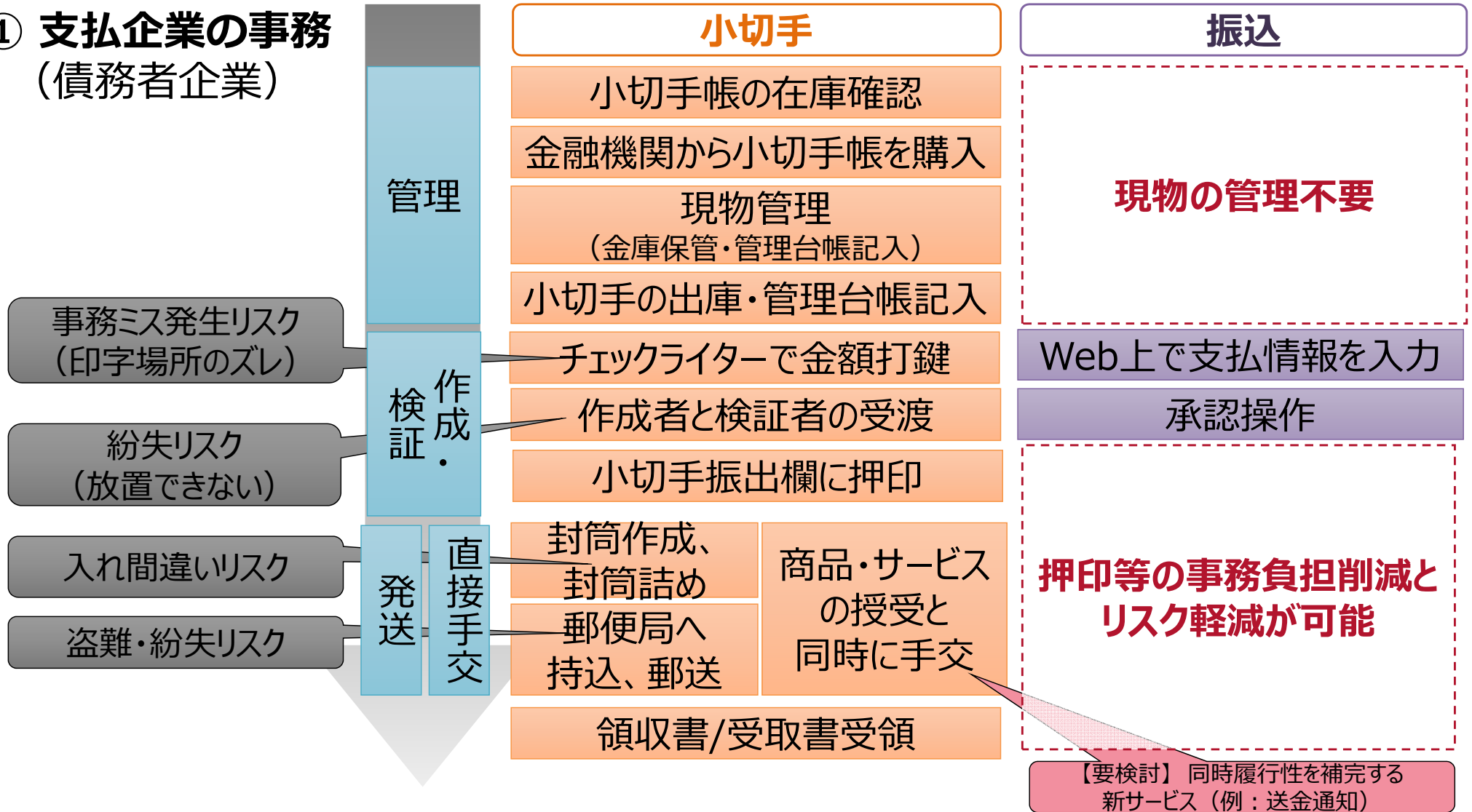
③ 譲渡企業の事務



※「でんさい」を譲渡する場合には、原則、譲渡企業の保証記録もセットで記録されるため、手形の裏書譲渡と同等の効果がある (支払不能時に電子記録保証人(譲渡人)への請求が可能)。

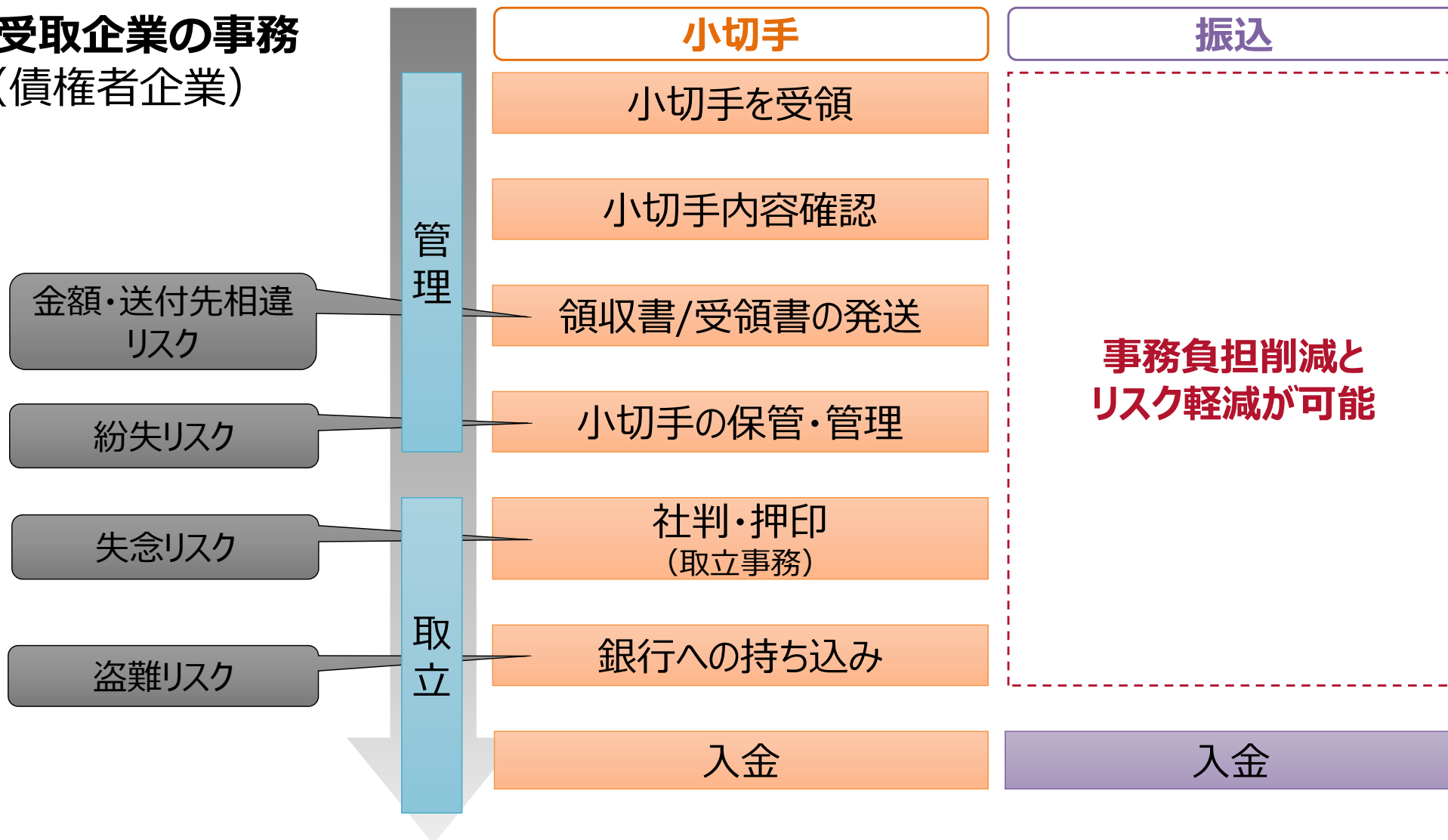
(ご参考) 【周知にあたって】小切手と振込の比較 (事務負担削減)

① 支払企業の事務
(債務者企業)



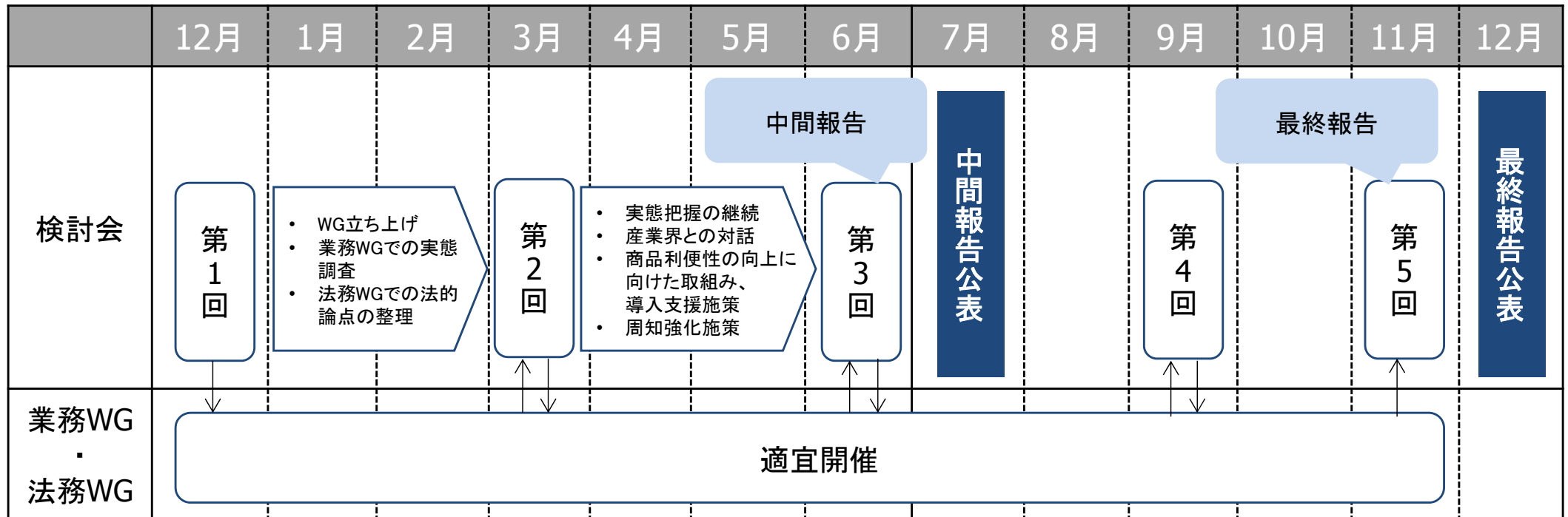
(ご参考) 【周知にあたって】小切手と振込の比較 (事務負担削減)

② 受取企業の事務
(債権者企業)



V-6. 当面のスケジュール（案）

- 6月の第三回検討会における中間報告の取りまとめに向けて、今後は業務WGを中心に、実態把握や産業界との対話を進めるとともに、商品利便性の向上に向けた取組み・導入支援施策、周知強化施策を具体的に検討する
- これまでに実施した金融機関による調査をもとに、今後は産業界（含む個別業界との対話）等とともに多様な視点を盛り込みながら、議論を深める





一般社団法人

全国銀行協会